

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年4月1日
(第19期) 至 平成27年3月31日

日本通信株式会社

(E04473)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	8
4 関係会社の状況	13
5 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1 業績等の概要	15
2 生産、受注及び販売の状況	17
3 対処すべき課題	18
4 事業等のリスク	19
5 経営上の重要な契約等	25
6 研究開発活動	27
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	29
1 設備投資等の概要	29
2 主要な設備の状況	29
3 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1 株式等の状況	31
2 自己株式の取得等の状況	42
3 配当政策	42
4 株価の推移	43
5 役員の状況	44
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	51
第5 経理の状況	57
1 連結財務諸表等	58
2 財務諸表等	92
第6 提出会社の株式事務の概要	102
第7 提出会社の参考情報	103
1 提出会社の親会社等の情報	103
2 その他の参考情報	103
第二部 提出会社の保証会社等の情報	104

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【事業年度】	第19期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	3,642,085	3,724,141	3,940,730	4,667,674	5,139,174
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△273,921	271,894	351,394	709,413	463,735
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△359,650	997,845	285,656	881,810	327,740
包括利益 (千円)	△213,399	997,759	266,219	868,384	283,421
純資産額 (千円)	1,354,664	2,475,153	2,546,121	3,466,928	4,842,295
総資産額 (千円)	3,725,726	4,680,567	5,099,640	6,510,003	8,683,727
1株当たり純資産額 (円)	8.64	16.50	18.51	25.10	34.19
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△2.68	7.44	2.12	6.55	2.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	7.37	2.11	6.33	2.18
自己資本比率 (%)	31.1	47.4	48.8	52.0	55.2
自己資本利益率 (%)	—	59.1	12.1	30.0	8.0
株価収益率 (倍)	—	11.72	26.43	48.51	211.06
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	170,576	311,076	269,864	473,399	420,861
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△281,699	332,078	△291,705	△353,849	△488,345
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	244,658	96,358	47,857	393,331	1,671,922
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,396,143	2,135,198	2,168,721	2,686,804	4,307,591
従業員数 (名)	80	86	94	109	125
[ほか、平均臨時雇用者数]	[4]	[8]	[10]	[6]	[8]

(注) 1. 連結売上高には消費税等は含まれていません。

2. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 第15期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

4. 第15期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (千円)	3,086,041	3,449,938	3,638,073	4,303,316	4,766,532
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△104,645	414,959	372,561	800,550	543,699
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△182,605	1,064,690	306,185	△246,455	408,138
資本金 (千円)	3,837,955	2,030,595	2,032,555	2,048,190	2,608,995
発行済株式総数 (株)	1,338,610	1,342,825	1,343,560	1,349,030	140,072,239
純資産額 (千円)	2,559,243	3,746,662	3,857,596	3,663,562	5,163,647
総資産額 (千円)	4,758,782	5,917,441	6,356,122	6,625,625	8,929,647
1株当たり純資産額 (円)	17.64	25.97	28.27	26.56	36.48
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△1.36	7.93	2.27	△1.83	2.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	7.86	2.27	—	2.71
自己資本比率 (%)	49.6	58.9	59.8	54.1	57.2
自己資本利益率 (%)	—	36.4	8.4	—	9.4
株価収益率 (倍)	—	10.98	24.65	—	169.28
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	64	68	74	85	94
[ほか、平均臨時雇用者数]	[1]	[4]	[7]	[4]	[5]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 第15期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 第15期及び第18期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 第15期及び第18期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

6. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2 【沿革】

年月	概要
平成8年5月	平成8年5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
平成8年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（現 Computer and Communication Technologies Inc.、以下、「CCT社」という））を設立（当社持株比率100%）
平成8年12月	郵政省（現 総務省）に一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
平成9年1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
平成9年9月	東京都品川区北品川四丁目7番35号 御殿山森ビル20階に本社移転
平成12年6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業を開始
平成13年8月	DDIポケット株式会社（現 ワイモバイル株式会社、以下、「ワイモバイル」という）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
平成13年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
平成13年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をPC量販店等で提供開始
平成14年12月	京セラ株式会社との提携により、6ヶ月間使い放題の通信サービスが組み込まれているPDAを実現し、機器への通信組み込み分野への取り組みを開始
平成15年3月	PHSと公衆無線LANの統合サービスを提供開始
平成16年3月	東京都品川区南大井六丁目25番3号に本社移転
平成16年8月	日本ヒューレット・パッカード株式会社や松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）との提携により、「通信電池（注1）」内蔵によりワンクリックで最初からインターネットに接続できるノートPCを実現
平成17年3月	「bモバイル hours（bモバイル アワーズ）」の名称で150時間まで1分単位で使えるプリペイド・サービスを提供開始
平成17年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ）（市場区分：グロース）に上場
平成18年3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社持株比率58%、平成22年11月に同社を完全子会社化）
平成18年4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（現 Contour Networks Inc.、以下、それぞれ「CSCT社」「CNI社」という））を米国ジョージア州に設立（当社持株比率100%）

年月	概要
平成18年8月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社（アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「CNJ社」という））を東京都品川区に設立（当社持株比率100%）
平成19年4月	C S C T社が、米国第6位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成19年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
平成20年6月	C S C T社（ブランド名：Contour Networks（コントゥアー・ネットワークス））がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「PCI DSS」という）（注2）」認定を取得
平成20年8月	ドコモと3Gネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成20年8月	「bモバイル3G」の名称で個人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年8月	「I・Care 3G」の名称で法人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年11月	C S C T社が提供する無線専用線を、米国のATM（現金自動支払機）メーカーが採用
平成21年3月	「Doccica（ドッチーカ）」の名称でチャージ式による3G及び公衆無線LANによるデータ通信サービスの提供を開始
平成21年3月	ドコモ3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続を完了
平成21年12月	「もしもしDoccica」の名称でモバイルIPフォン搭載の3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成22年3月	C S C T社が、米国第3位の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州）とMVNOサービスのための、3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成22年4月	「b-mobile SIM（ビーモバイル・シム）」の名称でSIM製品（SIMカードによる3Gデータ通信サービス）の提供を開始
平成22年5月	ソニー株式会社の“ポケットスタイルPC”VAIO新「Pシリーズ」で当社のももしDoccicaを採用
平成22年5月	「b-mobile Wi-Fi」の名称でWi-Fi機器をどこでもインターネットに接続できるモバイルWi-Fiルータの提供を開始
平成22年7月	「talking SIM（トーキングシム）」の名称でデータ通信と音声通話サービスを利用できるスマートフォン用SIM製品の提供を開始
平成22年8月	SIMフリー版iPhone向けSIM製品の提供を開始
平成22年10月	大阪証券取引所「JASDAQ」市場（ヘラクレス、旧JASDAQ及びNEOの市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行

年月	概要
平成22年12月	SIMフリーのスマートフォン「IDEOS（イデオス）」及び専用のSIM製品の提供を開始
平成23年1月	モバイルIPフォンの名称で、世界初となる携帯網上におけるIP方式による音声通話サービスの提供を開始
平成23年4月	「b-mobile Fair（ビーモバイル・フェア）」の名称で、通信量（1GB）単位で利用できるSIM製品の提供を開始
平成23年6月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等のSIM製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
平成23年9月	大阪証券取引所により「J-Stock Index」銘柄として選定
平成23年9月	「b-mobile 1GB定額」の名称で、通信量（1GB）単位で利用できるSIM製品第2弾の提供を開始
平成24年2月	丸紅株式会社との合弁会社として、丸紅無線通信株式会社を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、平成26年3月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
平成24年2月	株式会社ヨドバシカメラとの提携により、使用しない月は維持費が0円になる「基本料0円SIM」の提供を開始
平成24年2月	東日本電信電話株式会社との協業により、フレッツ光用ISPサービスと3Gモバイル通信用SIMを組み合わせたサービス、「b-mobile FMC for フレッツ光」を全国展開
平成24年3月	西日本電信電話株式会社との協業により、フレッツ光用ISPサービスと3Gモバイル通信用SIMを組み合わせたサービス、「b-mobile FMC for フレッツ光」を全国展開
平成24年3月	ドコモのLTE網とのレイヤー2相互接続を完了し、「カメレオンSIM」の名称で、LTEに対応したSIM製品の提供を開始
平成24年3月	「b-mobile 4G WiFi2」の名称で、LTEに対応したモバイルWiFiルータの提供を開始
平成24年5月	Amazon.co.jp（以下、「アマゾン」という）との提携により、「b-mobile 4G アマゾン限定 高速定額」の名称で、LTEに対応したSIM製品の提供を開始
平成24年6月	「PairGB SIM」の名称で、2枚のSIMで2GBのデータ通信をシェアして利用できるSIM製品の提供を開始
平成24年7月	CSC T社が技術関連製品及びサービスを米国携帯電話事業者Sprintに提供するための、基本契約を締結
平成24年7月	「VISITOR SIM」の名称で、訪日旅行者向けSIM製品の提供を開始
平成24年8月	CSC T社が提供する無線専用線を、Stayhealthy, Inc.の「保健センター・キオスク」が採用

年月	概要
平成24年8月	「スマホ電話SIM」の名称で、音声通話プランとデータ通信プランを組み合わせる、スマートフォン向けSIM製品の提供を開始
平成24年8月	「Turbo Charge (ターボチャージ)」の名称で、高速通信と低速通信を必要な時にワンタッチで切り替えることができるサービスの提供を開始
平成24年10月	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号に本社移転
平成24年12月	「スマートSIM 月額定額」の名称で、利用スタイルにあわせて月単位でプラン変更が可能な、LTE対応のSIM製品の提供を開始
平成25年6月	「b-mobile 4G WiFi3」の名称で、LTEの3つの周波数帯に対応したモバイルWiFiルータの提供を開始
平成25年7月	無線専用線事業強化のため、CSCT社の商号を同社のサービス名称に合わせてContour Networks Inc. (以下、「CNI社」という)に変更 CNI社が、日本においても同事業を展開するため、CNJ社を完全子会社とする
平成25年7月	米国の事業統括会社として JCI US Inc. を米国コロラド州に設立 (当社持株比率100%) (CNI社、CCT社、Arxceo社は同社の完全子会社となる)
平成25年11月	「スマホ電話SIM フリーData」の名称で、音声通話サービスの基本料のみで、データ通信基本料が無料で利用できるSIM製品の提供を開始
平成25年11月	「携帯電話SIM」の名称で、従来型の携帯電話向けに音声通話機能に特化したSIM製品の提供を開始
平成25年11月	KADOKAWAグループの台湾角川股份有限公司との協業により「台湾VISITOR SIM」の名称で、台湾からの短期旅行者向けSIM製品の提供を開始
平成26年1月	「b-mobile X SIM (ビーモバイル エックスシム)」の名称で、3つのプランから毎月好きなプランを選択して利用できる、LTE対応のSIM製品の提供を開始
平成26年4月	「イオンのスマートフォン (イオンスマホ)」第1弾の提供を開始
平成26年5月	電気通信事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務等を担う新会社として、クルーシステム株式会社を東京都港区に設立 (当社持株比率100%)
平成26年6月	CNJ社が日本国内においてATM向け無線専用線を提供するため、「PCI DSS」認定を取得
平成26年8月	「PAYG SIM」の名称で、短期滞在の訪日旅行者向け音声通話対応SIM製品の提供を開始
平成26年12月	「b-mobile SIM高速定額」の名称で、高速通信を定額使い放題で利用できるSIM製品の提供を開始

年月	概要
平成26年12月	日本全国どこにいても03番号(03-****-****)で通話ができる「03スマホ」を搭載したスマートフォンの提供を開始
平成27年3月	VAIO株式会社との協業によりスマートフォン「VAIO Phone」の提供を開始

(注) 1. 「通信電池」とは当社が提唱している概念です。携帯電話/PHS事業者やインターネット接続事業者との面倒な契約手続き、設定等が一切不要で、購入してすぐに誰でも簡単にモバイルデータ通信(インターネットを含む)を楽しむことができる商品であり、あたかも乾電池を利用するように、通信が利用できることを称しています。

2. PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

* 「bモバイル」、「通信電池」、「Doccica」、「VISITOR SIM」、「Turbo Charge」及び「PAYG SIM」は当社の登録商標です。

* 「VAIO」はソニー株式会社の登録商標です。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社6社を指し、以下同様とする）は、携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

(1) 当社グループのサービス（以下、「当社サービス」という）の種類及び概要並びにセグメント情報との関連は以下のとおりです。

① 日本事業

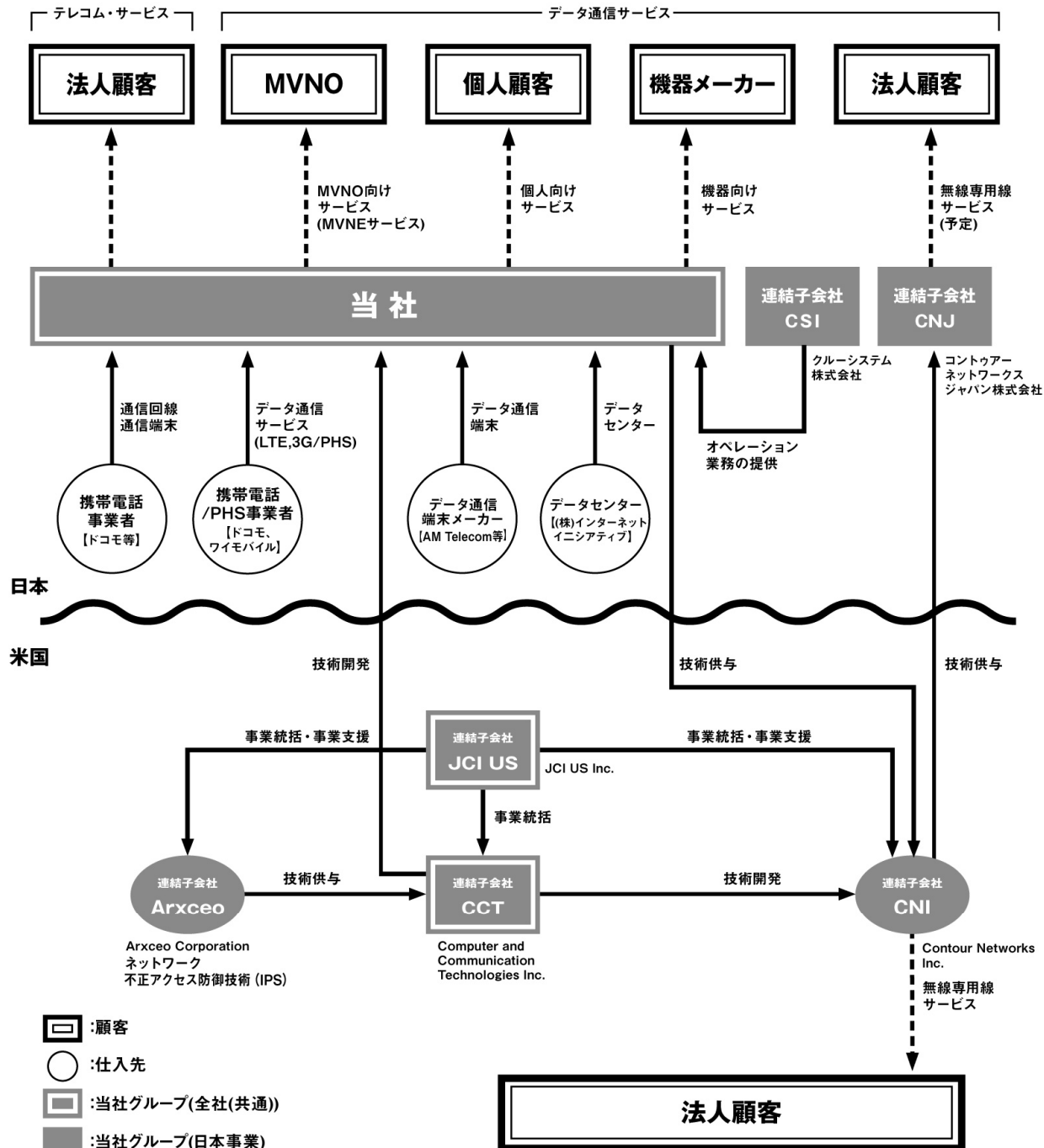
サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス (i) 個人向けサービス（商標：bモバイル等）
	主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカードやデータ通信端末の形態で、モバイル通信ネットワークを提供するサービス (平成13年12月サービス開始)
	(ii) MVNEサービス 自社顧客向けにモバイル通信サービスを提供・販売する企業（MVNO（注2）を含む）向けに、モバイル通信ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービス (平成20年10月サービス開始)
	(iii) 機器向けサービス（商標：通信電池） 主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。 従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービス (平成14年12月サービス開始)
テレコム・サービス	携帯電話事業者各社から通信回線及び携帯電話端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話サービス (平成9年1月サービス開始)

② 米国事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス (i) 機器向けサービス（商標：Telecom Battery, ユビキタス専用線）
	主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、部品として提供する通信サービス (平成19年11月サービス開始) 特に、CNI社が認定を受けたクレジットカード業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard)）により、セキュリティに優れた無線専用線を提供するサービス

(2) 当社グループの事業系統図（事業内容とセグメントとの関連を含む）は以下のとおりです。

当社グループの事業系統図



(注) 顧客に対しては代理店、PCメーカー等を経由して販売することがあります。

(3) 当社サービスの詳細は、以下のとおりです。

① 日本事業

<データ通信サービス>

当社は、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）と締結した相互接続協定により提供を受けているLTE通信網及び第3世代携帯電話（以下、「3G」という）通信網、並びにワイモバイル株式会社（以下、「ワイモバイル」という）と締結した無線IP接続（注3）サービス契約により提供を受けているPHS通信網を活用して、当社グループが開発したサービスを付加し、MVNOとしてデータ通信サービスを提供しています。

日本事業のデータ通信サービスは、主な対象顧客及び提供する形態により、以下の（i）個人向けサービス、（ii）MVNEサービス及び（iii）機器向けサービスの三つに分けられます。

（i）個人向けサービス

（商標：bモバイル等）

主に一般消費者向けに提供するデータ通信サービスで、「bモバイル（ビーモバイル）」のブランドで販売しています。

個人向けサービスは、通信端末やSIMカードに、データ通信、インターネット接続及び音声通話サービス等を組み合わせて提供するもので、通信端末またはSIMカードを、PCまたはスマートフォン等に挿入するだけで、ただちにインターネットに接続することができるものです。課金体系により、（a）月額課金サービスと（b）プリペイドサービスがあります。

（a）月額課金サービス

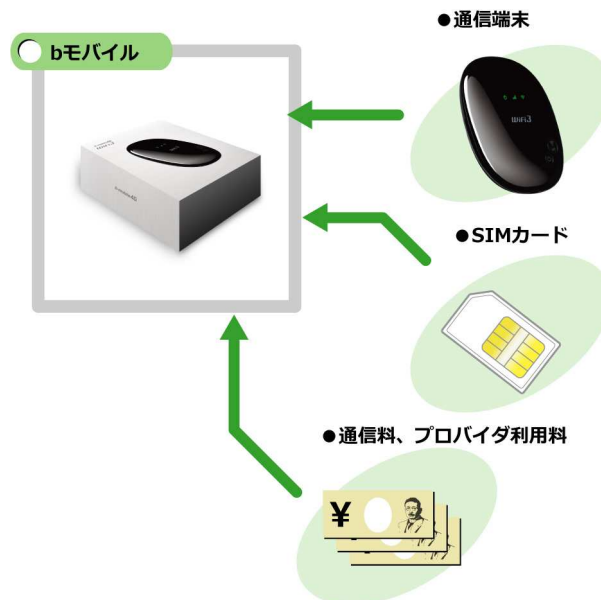
月額課金サービスは、通信料金等をクレジットカード払いで毎月お支払いいただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、各パートナー企業でも販売しています。

（b）プリペイドサービス

プリペイドサービスは、一定の時間、期間または通信量のパッケージを予め一括でご購入いただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、PC量販店等で販売しており、中小規模の法人にも利用されています。

（図1 参照）

図1 プリペイドサービス概念図



（ii）MVNEサービス

MVNO向けに、モバイル通信ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービスです。

MVNO向けサービスは、各MVNO企業によって、当社に対する要望が異なりますので、当社はそれらに柔軟に対応する方針で、MVNEサービスを展開しています。主なサービス内容としては、当社が接続するモバイル通信ネットワークの提供、通信端末の提供、端末用ソフトウェアの提供、認証システムや課金システムの提供、ネットワーク・マネジメントの運用委託による提供等があり、さらにMVNO参入戦略に関するコンサルティング業務等も含まれます。

MVNOサービスの累計契約者数は、株式会社矢野経済研究所の試算では、平成32年に5,500万回線に達するとされており、MVNO市場に参入する企業は増加の一途をたどっています。しかしながら、携帯電話産業の閉鎖性や

MVNO事業モデルに関する理解が不十分であること等から、MVNEが果たすことのできる役割は極めて大きく、当社は、MVNOの先駆者として培った技術やノウハウ、また自らが調達したモバイル・ネットワーク等の提供を通して、MVNEとして、多くのMVNOパートナーとともに、この可能性が極めて大きな市場の開拓を推進していきます。

(iii) 機器向けサービス

(商標：通信電池)

主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービスで、従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービスです。

当社グループでは、機器向けサービスのコンセプトを、サービス提供者との契約を要せず、コンセントのない状態（無線）で一定の電力を提供する乾電池になぞらえ、「通信電池」と称しています。

通常、通信サービスを利用するには、通信事業者と契約を締結することが必要ですが、機器メーカーが無線通信機能を有する機器を広く販売しようとする場合には、当該機器を購入した利用者が、通信事業者との契約等の手続を要せずに、購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用できるようにすることが必要です。「通信電池」では、ネットワーク・サービスを無線データ通信モジュールとして部品の形にしていますので、機器メーカーはこのモジュールを組み込むだけで、利用者が購入後直ちに無線ネットワークを利用することのできる機器を作ることができます。

通信電池は、いつでも、どこでもネットワークにつながるユビキタス・ネットワークを構成する様々な機器類にとって必須のアイテムになるものと考えています。

<テレコム・サービス（法人向け携帯電話サービス）>

テレコム・サービスは、携帯電話事業者各社から通信回線及び携帯電話端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話サービスで、当社創業時から営んでいます。

テレコム・サービスでは、ドコモ、KDD I株式会社等KDD Iグループ各社（以下、総称して「KDD Iグループ」という）及びソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」という）等の携帯電話事業者各社から携帯電話回線及び携帯電話端末を調達し、通信料金の経費管理等のニーズに応じた付加価値サービスと併せて法人顧客に提供しています。

② 米国事業

<データ通信サービス>

機器向けサービス（商標：Telecom Battery, ユビキタス専用線）

主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、部品として提供する通信サービスで、従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービスです。

当社グループでは、機器向けサービスのコンセプトを、サービス提供者との契約を要せず、コンセントのない状態（無線）で一定の電力を提供する乾電池になぞらえ、「Telecom Battery」と称しています。

通常、通信サービスを利用するには、通信事業者と契約を締結することが必要ですが、無線通信機能を有する機器を広く販売しようとする場合には、当該機器を購入した利用者が、通信事業者との契約等の手続を要せずに、購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用できるようにすることが必要です。「Telecom Battery」では、ネットワーク・サービスを無線データ通信モジュールとして部品の形にしていますので、機器メーカーはこのモジュールを組み込むだけで、利用者が購入後直ちに無線ネットワークを利用することのできる機器を作ることができます。

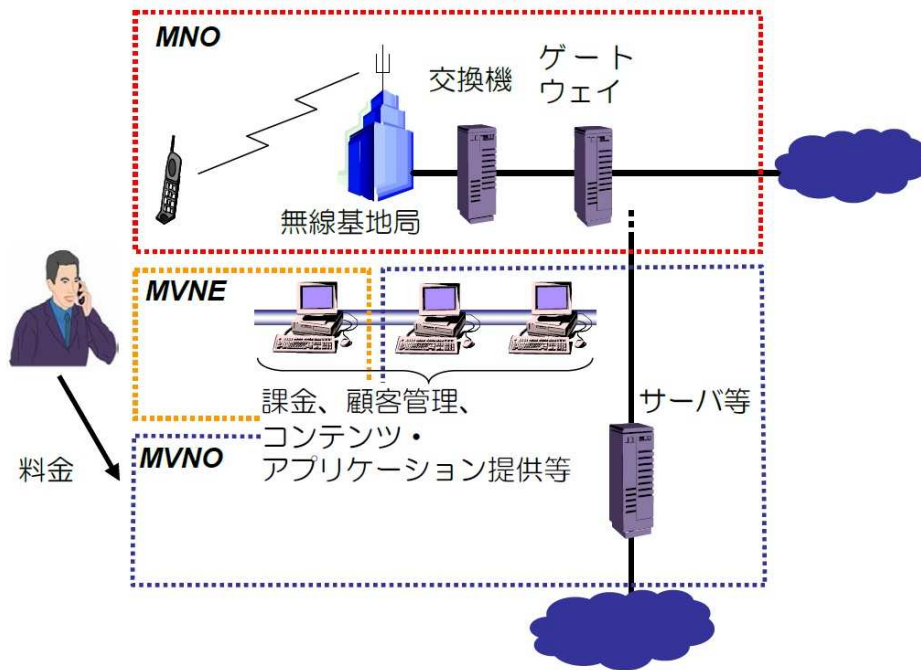
「Telecom Battery」は、いつでも、どこでもネットワークにつながるユビキタス・ネットワークを構成する様々な機器類にとって必須のアイテムになるものと考えています。

また、CNI社は平成20年6月にクレジットカード業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS）の認定を受け、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しない無線専用線（商標：ユビキタス専用線）サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM（現金自動支払機）等の端末から決済センターまでのEnd to Endを、無線の専用線で提供できることです。インターネットに出ることなく、専用線の中で通信が完結するため、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができます。米国事業では、ATMを中心に、POS（店頭端末）、自動販売機、KIOSK（設置型情報端末）など、無線専用線サービスの利用用途を拡大していきます。

(注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話またはPHS等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。

2. MVNOとは、移動体通信事業者（MNO：Mobile Network Operator）が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。（図2 参照）
3. 無線IP接続とは、パケット通信方式での無線通信をいいます。従前、携帯電話やPHSで使用されていた無線通信は回線交換方式であったため、利用者が回線を占有してしまい、費用や使い勝手の面から音声通話での利用が大半でしたが、パケット方式を採用することで、データ通信での効率的な利用が可能となりました。

図2 MVNO説明図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、平成25年9月最終改定）に掲載されている図に基づく

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 239.97	米国事業の統括	100.0	—	役員の兼任 3名 貸付金あり
Contour Networks Inc.	米国ジョージア州 アトランタ	(US\$) 370.94	米国でのMVNO事業	100.0 (100.0)	—	データ通信サービスに関する提携 役員の兼任 2名 貸付金あり
Computer and Communication Technologies Inc. (注2)	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 513.70	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発	100.0 (100.0)	—	技術及びサービスの開発委託並びに当社サービスの一部の運用委託 役員の兼任 2名
Arxceo Corporation	米国ジョージア州 アトランタ	(US\$) 323.33	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売	100.0 (100.0)	—	ネットワーク不正アクセス防御技術に関する提携 役員の兼任 2名 貸付金あり
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売	100.0 (100.0)	—	データ通信サービス及びセキュリティ・ソリューションに関する提携 役員の兼任 なし
クルーシステム株式会社	東京都港区	(千円) 150,000	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託	100.0	—	電気通信事業にかかるオペレーション業務の委託 役員の兼任 1名

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

2 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	61 [7]
米国事業	3 [0]
報告セグメント計	64 [7]
全社 (共通)	61 [1]
合計	125 [8]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門及び研究開発部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
94 [5]	37.8	6.0	7,106

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	61 [5]
報告セグメント計	61 [5]
全社 (共通)	33 [0]
合計	94 [5]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社が1996年の創業時に始めたMVNO事業モデルは、18年の歳月を経て、ようやくその有用性と有効性が認められ、多くの事業者が新規参入するようになりました。「格安SIM」や「格安スマホ」は、当社が最初に取り組み、切り開いたサービスですが、今や、テレビ、新聞、雑誌等で頻繁に取り上げられ、MVNOに対する市場の認知度は急速に拡大しました。

事業モデルの発展段階のうち、事業モデルを構築し、市場を創るという段階を第1フェーズとすれば、現在は、MVNO事業モデルの第1フェーズは終了し、第2フェーズに移行する時期に来ていると言えます。第2フェーズとは、新たに創出されたMVNO市場で、各事業者が独自の製品やサービスで競い合っただ様な通信サービスが生み出される段階です。当社のMSP（モバイル・ソリューション・プラットフォーム）事業がこれにあたり、現在様々なパートナー企業とともに、独自のソリューションを提案する事業の拡大に注力しています。

当社はMVNO事業の第1フェーズを牽引して今日に至っていますが、MVNO事業の第2フェーズにおいても、MSP事業の成長により引き続き市場を牽引していく方針です。

① 日本事業

2014年4月1日の消費税増税により、スマートフォンの登場で高止まりする通信料金が注目されることになり、多くの報道が、「格安SIM」や「格安スマホ」による固定費としての通信費の削減を効果的な節約策として取り上げました。当社はイオンとの協業により、スマートフォンとSIM（月額通信料）のセットを月額2,980円（税別）で使える「格安スマホ」第1弾を2014年4月4日に発売しましたが、このような環境を追い風に、短期間で売り切ることができたうえ、シニア層や主婦層といった、従来の大手携帯電話事業者が訴求してこなかった顧客層を開拓することができました。

この第1弾の成功を受け、他のMVNO事業者も、それまでのSIMのみを販売するスタイルから、スマートフォンとSIMとをセットにして販売するスタイルに変貌していきました。

当社が目指しているモバイル通信業界の在り方は、モバイル通信の構成要素である、端末、SIM、販売の3つについて、それぞれ強みを持つ企業が協業することで、携帯事業者が提供する垂直統合型のサービスとは異なる製品やサービスを顧客に提案し、提供するというものですが、それがまさに実現し、当社が創業時から描いていたMVNO事業モデルが確立した年となりました。しかし、それは同時に、MVNO第1フェーズの終了を意味しています。

次に到来するMVNO第2フェーズでは、MVNO事業者同士が切磋琢磨し、差別化した製品やサービスを投入することで、MVNO本来の姿である、大手携帯事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービスを含めた、多様なサービスを提供する段階に移行していかなければなりません。

しかしながら、この1年の動きを見る限り、ほとんどのMVNO事業者がコンシューマ向けのスマートフォンに集中しており、新たなサービスが提案されることのないまま、価格競争が繰り広げられているように思われます。SIM市場は大変大きな市場であることに間違いはありませんが、この市場だけにフォーカスしているMVNOはいずれ淘汰されます。

日本におけるMVNO事業モデルは、参入障壁がそれほど高くないため、短期間のうちに非常に多くのMVNO事業者が参入しました。しかし、参入した後、差別化した製品やサービスを提供することができなければ、市場は成長せず、事業を継続していくこともできません。

MVNO事業モデルの真価は、モバイル通信の構成要素の担い手がそれぞれの強みを発揮することで、多様な製品やサービスの提供を可能とするものですが、多様性が実現していない状態では、MVNO事業モデルの確立はまだ道半ばと言えます。

当社は、このような考えに基づいて、当連結会計年度において、以下のような、製品やサービスにおける差別化に取り組み、MSP事業を推進してきました。

- (i) 固定電話番号を使ってスマートフォンで通話ができる03スマホを開始（2014年12月10日公表）
- (ii) ケーブルテレビ各社のMVNO化支援業務でジャパンケーブルキャスト株式会社と提携（2014年8月28日公表） 上記03スマホを地域ベースで提供する準備を開始
- (iii) 訪日観光客がスマートフォン等を使いやすい環境整備を進めるとともに、訪日観光客向けSIMを海外で販売、あるいはホテルで販売する等で強化（2014年8月19日、11月25日、12月19日、12月22日公表）
- (iv) iPhone SIMフリー・コールセンターを開設（2014年9月26日公表） SIMロック解除後の時代に向け顧客サポートをさらに強化
- (v) V A I O株式会社との協業により、将来のソリューション展開を見据えたモバイル機器の企画・開発及び提供の開始（2014年12月25日、2015年3月12日公表）
- (vi) 米国子会社が実施しているATM（現金自動支払機）向け無線専用線事業を日本で開始するため、日本の

事業子会社がセキュリティのグローバル基準（PCI DSS）認定を日本でも取得（2014年6月2日公表）
セキュア・ネットワークサービスを日本で提供開始

(vii) 当社米国子会社のArxceo社（当社が2006年に買収した米国のセキュリティ技術会社）が持つ特許技術のスマートフォンへの移植

当社は、これらの取り組みにより、MVNO第2フェーズを引き続き牽引していきます。

② 米国事業

当社は、米国において、携帯電話事業者3社のネットワークに接続してMVNO事業を展開しています。当社は、米国事業においても、MVNOの原則である、携帯電話事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービスを生み出し、提供するという基本方針に則って事業を展開しています。

当社の米国事業子会社は2006年に設立しましたが（米国における研究開発拠点は1996年に設立）、当初からセキュリティの重要性に着目し、まずは権威ある第三者機関から当社米国子会社が提供する通信サービスに関するセキュリティ認定を取得することとし、2008年に当該認定（PCI DSS）を受けました（2008年6月17日公表）。

これにより、ATMという極めて厳格なセキュリティが求められる用途に、当社の特許技術である無線専用線を提供する道が開かれ、今日ではATMでの無線利用において業界リーダーとして認められる存在になっています。

当連結会計年度においては、ATM向けの通信サービスの領域で培った技術、ノウハウ、そして最も重要な信用を生かし、同様にセキュリティが求められる分野に横展開を図る取り組みを進めています。また同時に、米国で培った差別化したサービスを日本に逆輸入する準備を進めることで、データ通信MVNO大国である日本と、ICT分野の先進国である米国の両地域で事業展開を図ることによる相乗効果を具現化していきます。

当社グループは、日本及び米国でこのような取り組みを進めた結果、当連結会計年度の売上高5,139百万円（前年比10.1%増）、営業利益408百万円（前年比43.5%減）を計上しました。経常利益は、為替差益73百万円などにより463百万円（前年比34.6%減）、当期純利益は、2015年度税制改正（法人実効税率の引き下げ及び欠損金の繰越控除限度額の縮小）の影響及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の一部80百万円を取り崩したことなどにより327百万円（前年比62.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は4,307百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,620百万円増加しました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは420百万円の収入（前連結会計年度末は473百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益447百万円を計上したこと、NTTドコモの接続料金の精算により、未収入金が436百万円減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは488百万円の支出（前連結会計年度末は353百万円の支出）となりました。これは主に固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1,671百万円の収入（前連結会計年度末は393百万円の収入）となりました。これは主に銀行借入によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(4) 販売実績の項をご参照ください。

(2) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	1,973,647	132.9
米国事業 (千円)	252,590	100.3
合計 (千円)	2,226,238	128.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
2. 金額は仕入価額で表示しています。

(3) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(4) 販売実績

当社グループの販売実績は、出荷金額に基づいており、当連結会計年度販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	4,755,230	111.8
米国事業 (千円)	372,917	102.3
合計 (千円)	5,128,148	111.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
丸紅無線通信株式会社	522,331	11.3	489,318	9.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当社が生み出したMVNO事業モデルは、日本市場において近年急速に普及しつつあり、総務省の調査では、2014年12月末時点のMVNO事業者数は170社にのぼっています。併せて、当社が生み出したSIM市場への新規参入も増加しており、当社が創業時に提唱し、今日まで実践、推進している新たなモバイル市場の在り方が社会に受け入れられていることを示しています。

このような状況のもと、当社の課題は、MVNOの本来の使命である携帯電話事業者ができない、あるいはやりたくない通信サービス、すなわち差別化したサービスを企画・開発・提供することです。当社はこの領域をMSP事業と呼び、現在、徹底して強化を図っています。SIM事業はモバイル通信の内容と料金が商品になるため、差別化が極めて難しい領域ですが、MSP事業は、ハードウェア、クラウド、ハードウェアとクラウドの連携、通信、Webポータル等をトータルに企画することで、様々な差別化が可能であり、ある意味ではお客様がもっとも望んでいるサービスの提供形態です。

当社は米国においてATM向け無線専用線を提供する事業を行っていますが、これはまさにMSP事業であり、このノウハウを日本に持ち込み、日本における無線専用線の提供を行う等のノウハウのグローバル移転が大きな課題となります。

さらに日本や米国のみならず、欧州やアジアにおけるMVNO事業をグローバルに展開することも、当社の中長期的な経営戦略の一環です。MVNO事業は当社が日本で生み、日本で育てられた事業モデルであり、これを海外市場で展開していくことには、極めて大きな意義があります。

上記の課題に対処する上で最も重要な点は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身につけていく仕組みです。クルーシステムでは、部門横断的に多種多様な業務を担当できる人材の育成が可能となり、当社グループの対応力を格段に高めることができます。当社グループは、クルーシステムを基盤として、対処すべき課題に取り組んでいきます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開、経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信を利用目的によって分けると、音声通話とデータ通信の二つに大別できますが、音声通話の市場は、携帯電話の普及が進み、飽和状態にあります。一方、データ通信の市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるものの、未だ成長期にあると言えます。データ通信のうち、固定回線によるものは、光ファイバーやケーブルテレビ等により、高速・大容量の有線ブロードバンドが提供され、浸透しています。一方、モバイル通信によるものは、通信速度の改善や有力な通信端末の登場により急激に普及が進んでいるものの、その普及の速さゆえに、速度、料金、使いやすさ、セキュリティ等の商品性全体では未だ顧客の要望に十分に対応できておらず、これらの改善により、更なる市場規模の拡大が可能です。

無線通信やセキュリティ等の技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術面の問題は徐々に克服され、顧客の要望を充足できる水準になっていくものと考えますが、このような技術の進歩が、当社グループが想定している時期に実現しない場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大が停滞または遅延する可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

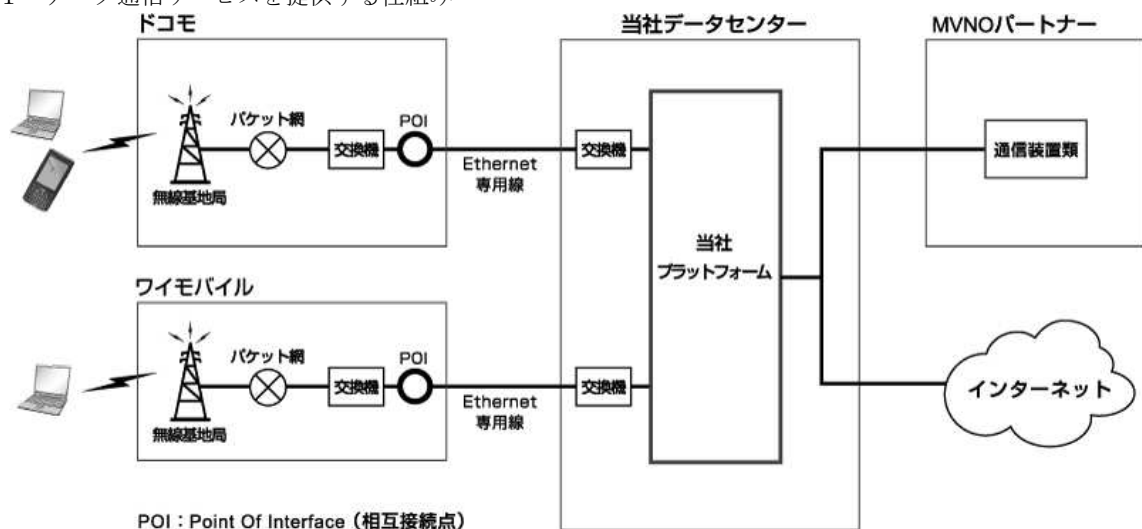
(2) 当社サービスの仕組みについて

① モバイル通信網等について

当社は、携帯電話/PHS事業者（以下、「携帯電話事業者」という）から調達したデータ通信サービスに、音声通話サービス、セキュリティ技術、IP電話等の各種アプリケーション、または通信端末等を組み合わせることで当社独自の通信サービスを設計し、一般消費者を含む様々な顧客層及びパートナー企業にモバイル通信のソリューションを提供しています。

当社サービスの基盤となっているのはデータ通信サービスですが、現時点において、データ通信サービスを提供する仕組みは、下図のとおり、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）及びワイモバイル株式会社（以下、「ワイモバイル」という）のモバイル通信網等のネットワーク（以下、「モバイル通信網等」という）、専用線接続部分並びに当社グループのデータセンター等から構成されています。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブが運営するデータセンター内に収容しています。

図1 データ通信サービスを提供する仕組み



データ通信サービスを提供する仕組みのうち最も主要な部分は、携帯電話事業者のモバイル通信網等ですが、これは、当社が携帯電話事業者と締結した契約に基づいて調達しています。

従って、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない場合は、当社はデータ通信サービスを提供することができません。また、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結した場合も、当該契約が携帯電話事業者によって解除される等により終了した場合は、当社は、データ通信サービスの提供を継続することができない事態となります。

当社は、モバイル通信網等の調達にあたっては、電気通信事業法上の制度である相互接続に基づく契約を締結するなど、安定した事業基盤を確保するために最大限の努力をしています。しかしながら、当社が新たなモバイル通信網等を調達するにあたり、携帯電話事業者が相互接続に応じない場合は、携帯電話事業者の裁量の余地がより大きい卸契約によって調達せざるを得なくなる可能性もあります。

また、当社が携帯電話事業者と締結したモバイル通信網等を調達する契約について、従前と同様の条件で継続することができる保証はありません。当社は、携帯電話事業者が積極的に訴求しない分野での潜在需要を喚起する等により、通信市場全体の拡大を図るとともに、携帯電話事業者に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社が将来にわたり携帯電話事業者との契約を更新することができるという保証、または、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、今後、調達条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、携帯電話事業者の事業方針の変更等により、当社が従前より不利な条件での調達を余儀なくされる可能性があるほか、携帯電話事業者自身が顧客にとってより魅力的な自社サービスを展開し、それを当社に対する提供条件には反映させないこと等により、当社と携帯電話事業者との契約が維持されたとしても、結果的に当社サービスの競争力が失われる事態となる可能性もあります。当社が携帯電話事業者からの調達条件を維持もしくは改善することができなかった場合、または携帯電話事業者からの調達条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開においても、携帯電話事業者に依存する側面があることは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大については、携帯電話事業者の通信網等における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上については、携帯電話事業者における通信網等の向上が前提となります。

② 通信網等のネットワーク設備の障害について

携帯電話事業者のモバイル通信網等の維持管理は携帯電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを提供するためには、携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していることが前提となります。携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、携帯電話事業者においてモバイル通信網等の適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、携帯電話事業者のモバイル通信網等に障害が発生する可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容するとともに、複数の拠点にデータセンターを設置することでリスクの分散化を図っています。さらに、データセンター内のネットワークシステムについては、その通信状態を終日監視する体制を整備し、継続的に通信状態をテストすることにより、障害等の発生を早急に感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時にも極力短時間で復旧できる準備体制を整えています。

しかしながら、このような体制を敷いているにもかかわらず、大規模地震を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防ぐことはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社開発を含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するデータ通信サービスは、モバイル通信を使用するため、利用場所、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話事業者から当社グループのデータセンターまでを接続する

専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存します。加えて、当社グループのデータセンターから顧客法人までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があります。また、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループが提供するデータ通信サービスでは、LTE・3G及びPHS等のモバイル通信、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の内容について

① 通信端末の調達について

データ通信サービスで使用する通信端末は複数の特定企業からODM（注）等の方法により、発注し、調達していますが、携帯電話事業者の政策や市場環境により、調達条件は都度異なります。

当社グループは、これらの通信端末の調達条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、調達条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、通信端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ODM（Original Design Manufacturing）とは、受託者が製品の設計をした上で、委託者のブランドで製品を生産し、受託者に供給することをいいます。

② 通信端末の陳腐化リスク等について

データ通信サービスで使用する通信端末は、通信端末メーカー及び代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うこととなります。当社グループでは、通信端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した通信端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会の逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信端末の製造物責任等について

当社は、データ通信サービスで使用する通信端末を通信端末メーカーまたは代理店から調達して販売しています。当社は、通信端末を調達するにあたり、品質等の検査を行っていますが、それにもかかわらず、当該通信端末に検取時に判明しない欠陥があり、事故等の被害が生じた場合には、当社は、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。また、製品事故に至らなくても、当該通信端末の技術基準等に問題があった場合は、製品の回収義務を負う可能性があります。これらの場合は、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信用を大きく毀損し、売上の低下や収益の悪化など、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していく、すなわち激変する業界にあって迅速に動向を把握し、或いは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及び技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保について

当社グループは、新たな領域で事業を行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、そのような人材を失うことによる事業への影響の可能性は否定できません。今後、事業拡大に伴い、適切

な人材を確保し、体制の充実に努める方針です。しかしながら、優秀な人材を適時に採用することは容易でなく、限りある人的資源に依存しているため、従業員に業務遂行上の支障が生じた場合、または採用した従業員が短期間で退職した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供するデータ通信サービスは、その市場が成長期にあることから、現在の競合に加え、今後のさらなる新規参入による競争激化が予想されます。特に、当該サービス分野は、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連事業者が提供するシステムサービスの側面とを併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

(i) 携帯電話事業者について

通信回線設備を有する携帯電話事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を単独で提供することが可能です。

従来、携帯電話事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、巨大な事業規模を誇る携帯電話事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合には、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、音声通話の市場が成熟期に入っていることから、携帯電話事業者はMNP（携帯電話番号ポータビリティ）転入超過数を重要な経営指標として位置づけています。こうした携帯電話事業者がMNP転入超過数の極大化を意図して、大々的な販売促進を展開した場合、既存顧客を失う事態、または当社グループのオペレーションが過大な負荷を被る事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、携帯電話事業者は、当社グループにとってモバイル通信網等の調達先でもあります。したがって、携帯電話事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供しうるサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ii) MVNOについて

当社と競合する他のMVNOの多くは固定回線系ネットワークサービスから進出した事業者であることから、すでに顧客に固定回線サービスを提供している実績があります。したがって、固定回線サービスの既存顧客に対し、モバイル通信サービスを販売していくことにより、モバイル通信サービスの販売を拡大する機会に恵まれています。また、固定回線サービスの顧客を維持・拡大するため、モバイル通信サービスにおいて戦略的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(iii) S I（システムインテグレーター）について

S Iは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。S Iが携帯電話事業者と提携する等により、通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権及び法的規制等について

① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。また、知的財産の保護のため、必要に応じて特許出願等を行うとともに、他社の技術やノウハウの動向を把握していくよう努めています。しかしながら、出願した特許等が必ずしも権利登録される保証はありません。

また、当社グループが知的財産保護のために行ってきた出願もしくは登録、または今後行う出願もしくは登録が十分なものではない可能性があり、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣される可能性があります。

さらに、当社グループの知的財産について仮に権利が取得できていたとしても、第三者によって侵害される可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があるのみならず、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、データ通信サービスの提供にあたり、複数の第三者から、技術またはブランド（商標）等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスや通信端末を提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加により競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業が属する業界において、例えばプリペイド・サービスにおける事業活動が制約される自主規制が設けられた場合、同サービスの継続に支障をきたす可能性、または同サービスのコストが増加する可能性があります、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の保護について

当社は、当社サービスを提供するにあたり、顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報を取得することがあり、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務を負っています。

当社が取得した個人情報は、当社並びに当社連結子会社であるクルーシステム株式会社及びComputer and Communication Technologies Inc. において業務上取扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲内のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、社員、契約社員及び派遣社員の全員が入社時及び毎年、秘密保持誓約書を提出するものとし、個人情報に接する機会の多いコールセンターの構成員は原則として正社員のみとしています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。万一、当社グループが保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 業績の予測について

MVNO事業の歴史はまだ浅く、特に、当社グループが展開するデータ通信MVNOは新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のMVNO事業の業績に影響を与える可能性のある同事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画ですが、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ストックオプションによる株式の希薄化について

当社グループは、当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプションによるインセンティブ・プランを採用しており、会社法第238条に基づき発行された新株予約権を、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に付与しています。これらのストックオプションが行使されれば、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、役員及び従業員等の士気を高め、或いは、有能な人材を獲得するためのインセンティブとして、今後も新株予約権の付与を行う可能性があります、さらに株式価値の希薄化を招く可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	株式会社インターネットイニシアティブ	日本	広域複合ネットワークサービス契約	データセンターの運営・管理	平成14年2月4日から平成15年2月3日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ (旧 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	日本	相互接続協定書	3Gネットワークに関する、レイヤー2による相互接続	契約期間の定めなし (締結日：平成21年3月13日)
Contour Networks Inc. (旧 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	Sprint Spectrum L.P.	米国	Private Label PCS Services Agreement	レイヤー2接続に関する契約	開始日：平成22年3月17日 終了日：商用化実施日から起算して5年間が経過する日 (その後は1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ (旧 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	日本	卸電気通信役務の提供に関する契約書	3G音声卸サービスに関する契約	平成22年4月15日から平成25年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオンリテール株式会社	日本	販売代理店契約書	データ通信サービスの販売委託	平成22年12月24日から平成23年12月23日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社デジジャパン	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成22年7月16日から平成23年7月15日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	シネックスインフォテック株式会社	日本	販売代理店契約書 (対面販売・ECサイト販売)	データ通信サービスの販売委託	平成23年7月29日から平成24年7月28日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオン北海道株式会社	日本	販売代理店契約書 (対面販売)	データ通信サービスの販売委託	平成23年7月31日から平成24年7月30日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオン九州株式会社	日本	販売代理店契約書 (対面販売)	データ通信サービスの販売委託	平成23年9月21日から平成24年9月20日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	丸紅無線通信株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成24年2月1日から平成27年1月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社ベステック	日本	売買基本契約書	データ通信端末の仕入れ	平成24年1月31日から平成25年1月30日まで (1年単位の自動更新)

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信(株)	株式会社NTTドコモ (旧 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	日本	第3種Xiサービスの提供に関する契約書	LTE音声卸サービスに関する契約	平成25年1月16日から第3種Xiサービスの廃止がなされるまで
Contour Networks Inc.	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サービス及びデータ通信サービスの仕入れ	平成25年10月29日から平成26年12月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信(株)	LG Electronics Japan株式会社	日本	売買基本契約書	通信端末の仕入れ	平成26年7月23日から平成27年7月22日まで (1年単位の自動更新)
日本通信(株)	V A I O株式会社	日本	V A I O商標ライセンス契約書	商標のライセンス	平成26年12月24日から平成27年12月23日まで (1年単位の自動更新)

(注) 上記契約の相手方名称は、すべて平成27年3月31日現在の商号によります。

また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

6 【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は93,983千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、このような研究開発活動で得られた技術及び知見は、日本事業、米国事業のセグメントを超えて共用されていますので、セグメントの内訳金額はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計処理基準に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

収益の認識

当社グループは、次のサービスラインごとに売上計上基準を分けています。

- ① プリペイド・サービス（bモバイル）及び機器向けサービス（通信電池）
当該期間の通信サービスを提供するもの（例：12ヶ月間使い放題のSIM）は当該期間にわたって売上高を按分して計上。
- ② テレコム・サービス
移動体通信端末の売上は出荷基準
通話料及びその他付加価値サービスの売上は役務提供基準

繰延税金資産

当社グループは、企業会計上の収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時点が異なることから、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に一時的な差異が生じる場合において、一定期間内における回収可能性に基づき貸借対照表上に繰延税金資産を計上しています。当社グループの将来的な業績予想を検討して十分回収可能性があると考えていますが、状況によっては繰延税金資産の全額または一部を取崩す必要が生じる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は7,255百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,047百万円増加しました。これは主に銀行借入などにより現金及び預金が1,620百万円、売掛金が685百万円、商品が285百万円増加した一方、NTTドコモの過年度接続料金の精算金額として計上した未収入金が436百万円減少したことによるものです。固定資産は1,428百万円となり、前連結会計年度末に比べ126百万円増加しました。

この結果、総資産は8,683百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,173百万円増加しました。当連結会計年度末における流動負債は2,278百万円となり、前連結会計年度末に比べ642百万円増加しました。これは主に買掛金が366百万円、1年内返済予定の長期借入金が664百万円増加したことによるものです。固定負債は1,563百万円となり、前連結会計年度末に比べ155百万円増加しました。これは主に社債が800百万円減少した一方、長期借入金が1,033百万円増加したことによるものです。

この結果、負債は3,841百万円となり、前連結会計年度末に比べ798百万円増加しました。

当連結会計年度末における純資産は4,842百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,375百万円増加しました。これは主に資本金が560百万円、資本準備金が558百万円増加したことによるものです。

この結果、自己資本比率は55.2%（前連結会計年度末は52.0%）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要及び財政政策

今後の主たる資金需要は、運転資金と設備投資に分けられます。運転資金については、データ通信サービスの売上回収期間が極めて短いため、事業規模が拡大しても、営業活動で生じるキャッシュ・フローで仕入債務を十分にまかなうことができます。また、設備投資については、これまでに構築してきたハードウェア及びソフトウェアの通信サービス基盤に対して追加的な投資を行い、他社にはまねのできない差別化されたサービスの提供や通信処理能力の向上を進めていきます。設備投資はおおよそ売上の5%程度を目安に実行することで、このような目的を達成できると考えています。

一方、①で述べたとおり、当社の事業は収益性が強化され、キャッシュを通期で順調に生み出す段階にまで成長してきており、今後の一定の資金需要については自己資金で賄うことができると考えています。

しかし、事業基盤を更に安定させるとともに、機動的な事業展開を行うために手元資金を充実させることは、引き続き重要な課題として認識しています。このため、自己資金に加えて、銀行借入金やリース等によって一時的な資金ニーズなどに対応し、財政の健全性を強化する方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、急速な需要増に対するサービス基盤の強化及びサービスの差別化を強化することを目的として設備投資を実施しました。

当社が創業時から推進・実現してきたMVNO事業モデルは、ここにきてようやく認知を得るようになってきたことから、当社サービスへの需要は急速に増大しています。モバイルネットワークそのものは、NTTドコモ等の設備を使用していることから需要増への対応は不要ですが、当社が持つネットワーク設備及び顧客対応システム等については、スケーラビリティを常に強化しておく必要があります。

また、MVNO事業者が増加し、サービス競争が始まる状況の中、他社との差別化を実現するためのサービス開発投資を実施しています。

上記に関する設備投資は、ネットワーク及びシステム機器類の有形固定資産と自社開発ソフトウェアの無形固定資産に分かれますが、これらに433百万円の設備投資を実施しました。

日本事業においては、コンシューマ向けSIM新製品や、MVNOパートナー向け通信サービスを提供するため、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに432百万円の設備投資を実施しました。

米国事業においては、ATM向け無線通信サービスの顧客ベースが堅調に増加しており、設備の能力及び冗長性を強化する目的でネットワーク機器などに69百万円の設備投資を実施しました。

全社（グループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有する米国子会社）においては、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などの設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

平成27年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建 物	車 両 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
本社 (東京都港区)	日本事業 及び全社 (共通)	サービス 設備	116,400	78,687	112,282	307,370	94 (5)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				建 物 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イ ングルウッド)	全 社 (共通)	開発設備	19,227	4,548	23,776	22 (1)
Contour Networks Inc.	本社 (米国ジョージア州 アトランタ)	米国事業	サービス 設 備	1,901	—	1,901	2 (0)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、主力サービスであるデータ通信サービスについて継続的な開発投資及び設備投資を行っています。

当社グループは、日本及び米国において事業を展開しており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、620百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	平成27年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
日本事業	300	FMCソリューション実現のためのIP電話関連のソフトウェアの開発	自己資金及び借入金
同上	200	IPS（イントルージョンプリベンションシステム）分野でのソフトウェアの開発と監視センターの設置	同上
同上	120	ネットワークセンター設備の増設	同上
合計	620		

(注) 金額には消費税等を含めていません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

(注) 平成26年4月1日をもって、1株を100株に分割する株式分割を行ったことにより、発行可能株式総数は430,650,000株増加しました。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月26日)	上場金融商品取引所名または登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	140,072,239	140,077,239	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	140,072,239	140,077,239	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成27年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

2. 当社株式は、平成27年6月1日付で東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から同取引所市場第一部へ市場変更しました。

3. 平成26年4月1日をもって、100株を1単元とする単元株制度を採用しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

・新株予約権（ストックオプション）

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数（個）	620（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	310,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	47（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70.39 資本組入額 36	同左
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成22年5月13日取締役会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数（個）	6,860（注2）	6,810
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	686,000	681,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	64（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 98.65 資本組入額 50	同左
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成25年2月4日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数（個）	109,865（注2）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,986,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	59（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 59.93 資本組入額 30	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

平成26年8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数（個）	46,970（注3）	46,930
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,697,000	4,693,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 722.50 資本組入額 362	同左
新株予約権の行使の条件	（注6）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は500株とする（平成21年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割、及び、平成26年 4 月 1 日付の 1 株を100株に分割する株式分割に伴う調整による）。
- なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
- ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株とする（平成26年 4 月 1 日付の 1 株を100株に分割する株式分割に伴う調整による）。
- なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
- ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権 1 個につき、目的となる株式数は100株とする。
- なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
- ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. ① 権利行使の条件

- (i) 新株予約権者は、平成26年 3 月期乃至平成28年 3 月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる各条件を全て満たした場合にのみ、平成28年 3 月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の 1 日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成26年 3 月期の営業利益が 6 億円を超過すること
- (b) 平成27年 3 月期の営業利益が 9 億円を超過すること
- (c) 平成28年 3 月期の営業利益が12億円を超過すること

- (ii) (i) に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年 3 月 6 日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回る場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

- (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
 - (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。
- ③ 定年退職
- 新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。
- ④ 定年前退職
- 新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。
- ⑤ 相続人による権利行使
- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
 - (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。
- ⑥ 新株予約権の放棄
- 新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。
- ⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限
- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び前号に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

(i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

(i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的である株式の数を調整する算式（注2）または（注3））に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（注4）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

- (i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
下記に準じて決定する。
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (ii) 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。
- ⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年4月1日～平成23年3月31日 (注1)	1,370	1,338,610	6,853	3,837,955	6,852	2,228,782
平成23年7月31日 (注2)	—	1,338,610	△1,837,955	2,000,000	△1,864,410	364,371
平成23年8月1日～平成24年3月31日 (注1)	4,215	1,342,825	30,595	2,030,595	30,591	394,963
平成24年4月1日～平成25年3月31日 (注1)	735	1,343,560	1,960	2,032,555	1,960	396,923
平成25年4月1日～平成26年3月31日 (注1)	5,470	1,349,030	15,635	2,048,190	15,634	412,557
平成26年4月1日 (注3)	133,553,970	134,903,000	—	2,048,190	—	412,557
平成26年4月1日～6月5日 (注1)	293,000	135,196,000	12,427	2,060,617	12,055	424,613
平成26年6月6日 (注4)	3,131,739	138,327,739	481,095	2,541,712	481,095	905,708
平成26年6月7日～平成27年3月31日 (注1)	1,744,500	140,072,239	67,283	2,608,995	65,595	971,304

- (注) 1. 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加です。
2. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し、また、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少するとともに、これらをその他資本剰余金に振替えたものです。
3. 株式分割（1株を100株に分割）によるものです。
4. 第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権の全部行使による増加です。

5. 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が5,000株、資本金が250千円、資本準備金が243千円それぞれ増加しています。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	10	54	203	94	92	57,857	58,310	—
所有株式数(単元)	—	33,555	95,469	10,858	366,848	1,502	892,378	1,400,610	11,239
所有株式数の割合(%)	—	2.40	6.82	0.78	26.19	0.11	63.71	100.0	—

(注) 1. 自己株式15,000株は、「個人その他」に150単元含まれています。

2. 平成26年4月1日をもって、1株を100株に分割する株式分割を行い、100株を1単元とする単元株制度を採用しました。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注1)
エルティ サンダ ビー・ヴィー・ピー・エー(注2)(注3)	VAN OVERBEKELAAN 182 34, 1083 GANSHOREN BELGIUM	17,474,500	12.47
ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ(注4) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	10,900,000	7.78
ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト(注5) (常任代理人野村證券株式会社)	510 MENDEL LANE JASPER, INDIANA 47546 U.S.A. (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	3,131,739	2.23
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	2,775,000	1.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,272,000	1.62
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,924,400	1.37
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地	1,343,600	0.95
三田 聖二(注6)	東京都港区	1,321,100	0.94
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,106,447	0.78
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,102,200	0.78
計	—	43,350,986	30.94

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。

2. 当社代表取締役社長(現 代表取締役会長) 三田聖二が議決権の過半数を保有しています。

3. 当該株主は株式を2口座に分けて保有しています。各口座の内訳は、16,075,000株(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号)及び1,399,500株(常任代理人 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号)です。

4. 当該株主の持株数のうち、10,885,000株は、当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（平成27年1月退任）が保有しています。
5. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（平成27年1月退任）が保有しています。
6. 当社代表取締役社長（現 代表取締役会長）です。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 140,046,000	1,400,460	同上
単元未満株式	普通株式 11,239	—	同上
発行済株式総数	140,072,239	—	—
総株主の議決権	—	1,400,460	—

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	15,000	—	15,000	0.01
計	—	15,000	—	15,000	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づいて新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は以下のとおりです。

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成19年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社従業員 15 当社子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成22年5月13日取締役会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成22年5月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社従業員 17 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成25年2月4日取締役会決議（第17回新株予約権）

決議年月日	平成25年2月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 4 当社従業員 31 当社子会社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 2 当社従業員 87 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。ただし、平成27年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りは含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月26日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	15,000	—	15,000	—

(注) 1. 平成26年4月1日をもって、1株を100株に分割する株式分割を行ったことにより、当事業年度及び当期間における保有自己株式数は調整されています。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りまたは売渡しによる株式は含めていません。

3【配当政策】

(1) 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけています。

一般的に、株主に対する利益還元策として、配当、自社株買い、株主優待等が実施されていますが、新たな市場を開拓する企業において、株主に対する利益還元は、市場ひいては企業が成長した結果としてもたらされる、時価総額(株価)の向上によるべきであると考えています。

当社は、日本においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長可能性があり、事業から生み出されるキャッシュを再投資し、更なる事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えることであると認識しています。

そのため、当社には、少なくとも現段階において、配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。引き続き、時価総額(株価)を向上させるため、事業の成長に専念していく方針です。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「(1) 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

(3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「(1) 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	19,000	14,100	10,180	21,970 ※318	1,268
最低(円)	3,805	5,900	4,700	4,900 ※184	306

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日までは大阪証券取引所ヘラクレス(グロース)、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

2. 当社は、平成26年4月1日付で、1株を100株に分割する株式分割(権利落日:平成26年3月27日)を行っています。※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月
最高(円)	623	609	715	572	601	637
最低(円)	430	479	539	481	500	492

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

男性 9 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
取締役会長 (代表取締役)		三田 聖二	昭和24年6月10日生	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネジメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社、プロダクト オペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動電話事業部長(兼) モトローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(株) (現 Apple Japan) 代表取締役社長就任 (兼) アップルコンピュータ (現 アップル) 本社(米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日 アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役 就任 平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィ ー・ビー・エー設立 マネージング ディレクター就任(現任) 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネットワー クに関する国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所(旧日 本アイルランド経済協会) 会頭就任 平成27年6月 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注3)	1,321,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
取締役社長 (代表取締役)		福田 尚久	昭和37年7月21日生	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 (株)群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ(株) (現 Apple Japan) 入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ(株) (現 アッ プル) 本社(米国) 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成22年3月 当社 COO就任 平成22年11月 当社 CFO就任 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 平成26年7月 当社 COO就任 平成27年6月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注4)	24,000
常務取締役 (代表取締役)		片山 美紀	昭和39年6月17日生	昭和62年3月 聖心女子大学 文学部哲学科卒業 昭和62年4月 上智大学 文学部仏文学科事務室入 職 平成4年3月 国立東京第二病院 (現国立病院機構 東京医療センター) 附属看護学校卒業 平成4年4月 聖路加国際病院 人間ドック病棟 看護師 平成8年4月 エル・ティ・エス(株)入社 平成12年2月 当社転籍 社長室長 平成19年8月 当社 オフィスオブCEO 人事・ アドミニストレーション ディレク ター 平成20年1月 当社 オフィスオブCEO 人事・ アドミニストレーション アシスタ ントバイスプレジデント 平成21年3月 ミシガン大学ロススクールオブビジ ネス ヒューマンリソース上級幹部 教育プログラム 修了 平成21年3月 当社 執行役員就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 平成24年6月 当社 代表取締役常務就任 (現任) 平成26年5月 クルーシステム(株) 代表取締役社長 就任 (現任)	(注4)	53,500
取締役		塚田 健雄	昭和7年10月3日生	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ自 動車(株)) 入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移动通信(株) (現 KDDI(株)) 専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成12年12月 (株)トヨタエンタプライズ 最高顧問 就任	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
				平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任		
取締役		井戸 一朗	昭和7年7月1日生	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル(株) (現 アズビル (株)) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	6,000
取締役		師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株) 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	6,500
取締役		寺本 振透	昭和38年1月31日生	昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村眞田法律事務所 (現 西村あさ ひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 TMI 総合法律事務所 アソシエイ ト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客 員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 平成8年1月 寺本法律事務所 (後 寺本合同法律 事務所に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所 (現 西村あさ ひ法律事務所) に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科特 任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教 授 (法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—
監査役 (常勤)		庄司 一郎	昭和28年12月20日生	昭和51年3月 東京大学 法学部卒業 昭和51年4月 郵政省 (現 総務省) 入省 平成3年6月 同省 貯金局経営企画課国際室長 平成4年6月 同省 貯金局経営企画課国際業務室 長 平成5年7月 同省 簡易保険局資金運用第二課長 平成6年7月 同省 簡易保険局資金運用業務課長 平成8年7月 基盤技術研究促進センター 出資部 長 平成10年6月 郵政省 (現 総務省) 郵政大学校 副校長 平成11年7月 同省 簡易保険局総務課長 平成12年7月 同省 東京郵政局次長 平成13年1月 郵政事業庁 東京郵政局次長 平成13年10月 同庁 郵政大学校長 兼 中央郵政 研修所長	(注5)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
				平成14年8月 同庁 郵政大学校長 平成15年4月 日本郵政公社 郵政大学校長 平成15年7月 同公社 簡易保険事業本部副本部長 兼 簡易保険事業本部総務部長 平成16年4月 (財)国際通信経済研究所 参与 平成16年7月 同所 専務理事 平成18年6月 東日本電信電話(株) 取締役就任 平成23年7月 NECソフト(株) (現 NECソリューションイノベータ(株)) 執行役員 就任 平成24年10月 同社 顧問就任 平成26年6月 (一財)簡易保険加入者協会 理事 平成27年6月 当社 社外監査役(常勤)就任(現任)		
監査役		中山 孝司	昭和11年7月1日生	昭和34年3月 明治大学 法学部卒業 昭和34年4月 大和証券(株)入社 昭和45年6月 京都セラミック(株) (現 京セラ(株)) 入社 昭和60年6月 同社 取締役就任 昭和62年6月 第二電電(株) (現 KDDI(株)) 理事就任 昭和62年10月 九州セルラー電話(株) 専務取締役就 任 平成11年10月 (株)ツーカーホン関西 代表取締役社 長就任 平成14年7月 (株)ツーカーセルラー東京 顧問就任 平成15年7月 (財)京都産業21 (現 (公財)京 都産業21) ビジネススーパーバイザー就任 平成18年3月 県立広島大学大学院 総合学術研究 科経営情報学専攻修了 平成18年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注6)	11,000
監査役		松尾 清	昭和26年6月27日生	昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業 昭和52年9月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ース) 入所 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和61年3月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ース) ニューヨーク事務所転籍 平成4年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任 平成8年9月 監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ) ニューヨーク事 務所入所 平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務 平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータルサ ービス3部 部門長 平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバル サービスグループ 部門長 平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表 就任(現任) 平成25年6月 サンスター(株) 社外監査役就任(現 任) 平成25年6月 サンスター技研(株) 社外監査役就任 (現任) 平成27年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注5)	—
計						1,422,100

- (注) 1. 上記取締役のうち、塚田健雄、井戸一郎、師田卓及び寺本振透は、社外取締役です。
2. 上記監査役全員が、社外監査役です。
3. 平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時から2年間
4. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から2年間
5. 平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時から4年間
6. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から4年間
7. 各役員の所有株式数は、平成27年3月31日現在のものです。
8. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の氏名及び略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人㈱ 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 ㈱神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成27年6月 当社 補欠監査役就任 (現任)	6,500

- (注) 1. 補欠監査役師田卓氏は、当社の社外取締役 (現任) です。法令に定める監査役員数を欠く事態となった場合、社外取締役を退任し、監査役に就任します。
2. 補欠監査役師田卓氏の任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了の時までです。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとしています。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、上記役員のほか以下の4名が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、平成27年3月31日現在のものです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務執行役員		田島 淳	昭和29年7月19日生	昭和54年3月 慶応義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社 (現 日本電信電話㈱) 入社 平成2年3月 慶応義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱ (現 ㈱NTTドコモ) 転籍 平成13年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 ㈱NTTドコモ) 国際ビジネス 部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク 開発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任 平成20年6月 当社 取締役就任 平成24年6月 当社 常務執行役員就任 (現任) 平成25年5月 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン㈱ 代表取締役社長就任 (現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
上席執行役員		工藤 靖	昭和34年10月28日生	昭和55年3月 函館工業高等専門学校 電気工学科卒業 昭和55年4月 日本電気㈱入社 平成2年4月 モトローラ㈱入社 平成6年4月 同社 移動電話事業部技術サービス部次長 平成8年6月 当社 取締役就任 技術サービス本部長 平成11年6月 当社 執行役員就任 JapanCommunications Inc. (現 Computer and Communication Technologies Inc.) 社長就任 平成17年5月 当社 上席執行役員就任 (現任) 平成23年7月 Arxceo Corporation CEO就任 (現任)	183,000
上席執行役員		横山 裕昭	昭和33年7月21日	昭和56年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 昭和56年4月 日本電気㈱入社 平成3年6月 マサチューセッツ工科大学 (MIT) 大学院 経営学修士課程終了 平成5年3月 アップルコンピュータ㈱ (現 Apple Japan) 入社 平成8年6月 同社 コンシューマ市場本部長 平成9年6月 インテルーション㈱ (現 GEインテリジェント・プラットフォームズ㈱) 入社 企画部長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成12年7月 ㈱モバイルコンピューティングテクノロジーズ (現 ㈱MCTEC) 設立 取締役就任 平成13年1月 同社 専務取締役就任 平成13年9月 同社 代表取締役社長就任 平成14年1月 同社 代表取締役会長就任 平成19年7月 同社 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社 技術開発統括バイスプレジデント就任 平成22年6月 当社 執行役員就任 平成22年10月 アレクセオ・ジャパン㈱ (現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン㈱) 代表取締役社長就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 (現任)	18,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員		澤 昭彦	昭和36年8月10日生	昭和59年3月 早稲田大学 政治経済学部経済学 科卒業 昭和59年4月 松下電器産業㈱(現 パナソニッ ク㈱)入社 昭和61年11月 松下通信工業㈱(現 パナソニッ ク モバイルコミュニケーション ズ㈱) (配属) 通信システム事 業部海外部 平成6年6月 スタンフォード大学経営大学院 修了 平成7年6月 アップルコンピュータ㈱(現 Apple Japan)入社 営業本部営業 企画担当課長 平成10年3月 同社 マーケティング部長 平成13年5月 S A P ジャパン㈱入社 社長室長 平成14年7月 アドビスシステムズ㈱入社 マーケ ティング本部長 平成17年4月 トレンドマイクロ㈱入社 コンシ ューマビジネス統括本部長バイス プレジデント 平成20年3月 当社 セールスバイスプレジデン ト就任 平成21年3月 当社 執行役員就任 平成25年2月 当社 執行役員就任(現任)	25,000

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンス体制

(i) コーポレート・ガバナンス体制について

(A) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、委員会設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

(B) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役社長は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(b) 業務執行の強化

取締役会の過半数が社外取締役によって構成される場合、取締役会は専ら監督機関として機能することになります。そのため、当社では、執行機関による会議体として、業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下、「RDM」という）を設置しています。

また、重要な職務について執行役員を任命しており、執行役員は、経営責任は負担しないものの、日常業務について代表取締役を補佐し、業務執行を推進します。

当社の業務執行においては、RDMが重要な意思決定を行い、業務執行取締役、執行役員及びバイスプレジデント以上の職位の従業員で構成するエグゼクティブスタッフ会議（以下「ESM」という）が業務執行を推進します。また、ESMとは別に、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）があり、業務執行についての相互の監督及び情報共有を果たしています。

(c) 監査役機能の強化

社外取締役が過半数を占める取締役会に加えて、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関として、監査役により、経営の適法性及び適切性が監視されています。監査役についても、常勤監査役を含む全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であるほか、いずれも企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

(C) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

- (a) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (b) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、ESMで行う。
- (c) 内部監査室は、ESMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(D) 非業務執行取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、当事業年度末現在、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という)及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(ii) 監査体制について

(A) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査については、代表取締役直轄の組織である内部監査室(内部監査室長1名により構成)が定期的に業務監査を行っています。

監査役監査については、常勤監査役を含む3名全員が社外監査役であることにより実質的な独立性が確保されているほか、いずれも企業経営または行政における十分な経験を有し、業務執行に対する実質的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(B) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。

会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人の指定社員である神保正人氏及び長田洋和氏です。両氏の継続監査年数は、いずれも7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他2名です。

(iii) 社外取締役及び社外監査役について

(A) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

当社の取締役は7名であり、うち4名が社外取締役です。

社外取締役と当社間に人的関係はありません。

社外取締役と当社との資金的関係については、社外取締役井戸一朗及び師田卓は当社の株主です。

社外取締役と当社との取引関係については、当社は、社外取締役塚田健雄が過去に取締役社長等を務めていたKDDI(株)(当時の商号は日本移動通信(株))から専用線等の通信サービスの提供を受けています。また、社外取締役寺本振透が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。

その他、社外取締役が過去に在籍した会社等を含め、社外取締役と当社間に利害関係はありません。

<社外監査役>

当社の監査役は3名であり、全員が社外監査役です。

社外監査役と当社間に人的関係はありません。

社外監査役と当社との資本的関係については、社外監査役中山孝司は当社の株主です。

社外監査役と当社との取引関係については、当社は、社外監査役中山孝司が過去に理事を務めていたKDD I ㈱（当時の商号は第二電電㈱）から専用線等の通信サービスの提供を受けています。また、社外監査役佐司一郎が過去に取締役を務めていた東日本電信電話㈱にモバイル通信サービスの販売を委託しています。

その他、社外監査役が過去に在籍した会社等を含め、社外監査役と当社との間に利害関係はありません。

なお、社外監査役松尾清は松尾清公認会計士事務所の代表ですが、同所と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(B) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役又は社外監査役であっても、取締役会又は監査役会で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会又は監査役会の過半数を社外取締役又は社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容は、「(i)コーポレートガバナンス体制について(B)コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 (d)社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(C) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、取締役7名のうち4名が社外取締役、監査役3名全員が社外監査役となっています。

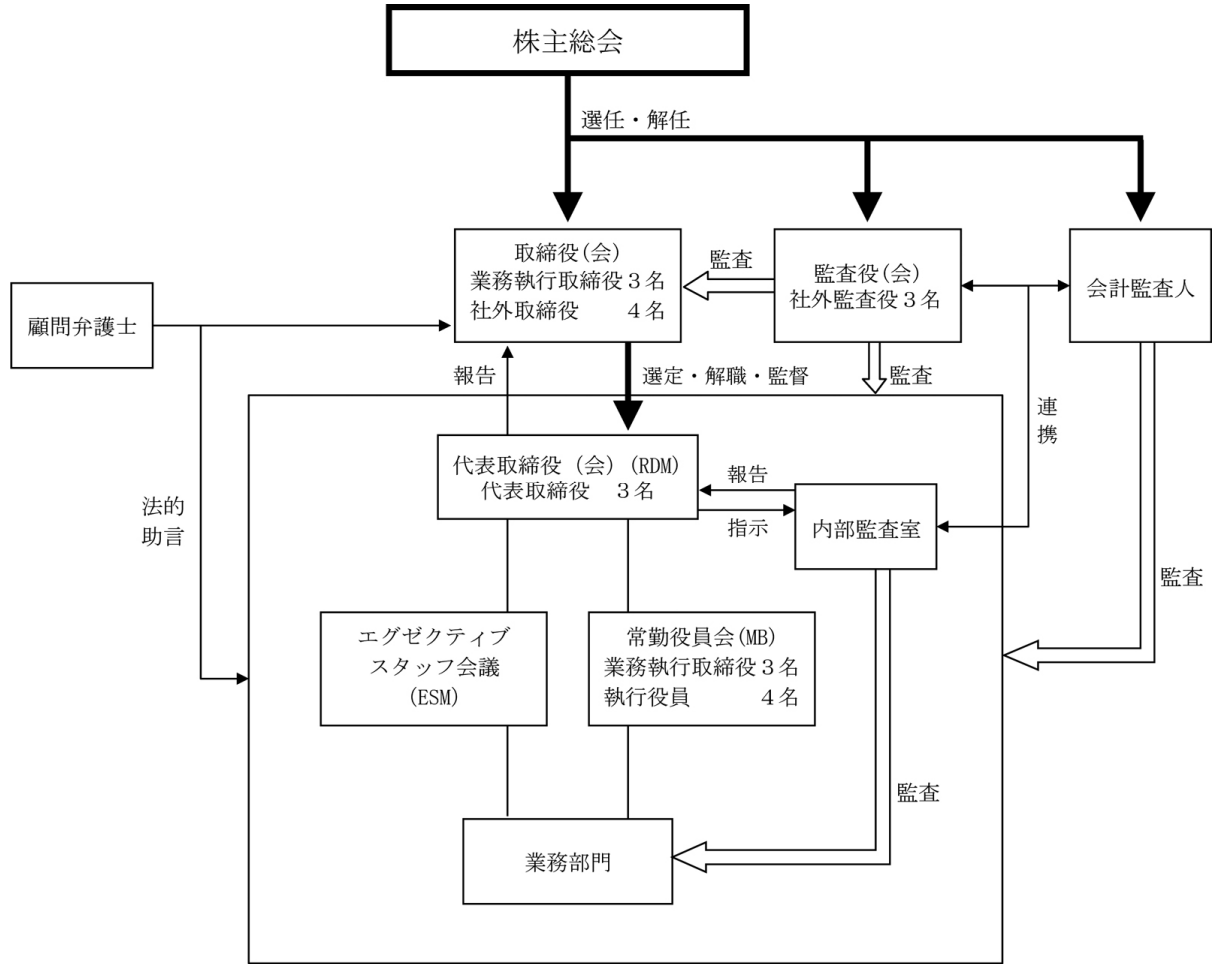
当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(D) 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織の概要は以下のとおりです。



② 役員報酬

(i) 取締役又は監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション	
社内取締役	412,394	390,221	—	—	20,514	1,658	3
社外取締役	15,625	15,600	—	—	—	25	(注3) 4
監査役(注1)	19,908	19,908	—	—	—	—	(注4) 4

(注) 1. 全員が社外監査役です。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

3. 当事業年度末時点の社外取締役の員数は3名ですが、当事業年度中に退任した取締役が1名いるため支給人員数と相違しています。

4. 当事業年度末時点の社外監査役の員数は3名ですが、当事業年度中に退任した監査役が1名いるため支給人員数と相違しています。

(ii) 各役員ごとの役員報酬等の総額及び報酬等の種類別の額

氏名	役員区分	役職名	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)				
				給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション
三田 聖二	取締役	代表取締役社長 (現 代表取締役会 長)	279,532	267,065	—	—	12,467	—
福田 尚久	取締役	代表取締役副社長 (現 代表取締役社 長)	86,639	76,933	—	—	8,047	1,658
片山 美紀	取締役	代表取締役常務	46,222	46,222	—	—	—	—

(注) 1. 当事業年度において代表取締役の地位にあった役員及び報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。

2. 本項においては、ストックオプションによる報酬額を、その理論価格(会計基準における公正な評価単価)によって算定しています。

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬のうち、金銭報酬(給与)については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限(取締役報酬は年額4億8,000万円以内、監査役報酬は年額7,200万円以内)の範囲内で、取締役報酬については取締役会決議により代表取締役社長(現 代表取締役会長)に一任し、監査役報酬については監査役の協議により決定しています。

役員報酬のうち、取締役の非金銭報酬(社宅)については、株主総会で承認された報酬総額の上限(月額500万円以内)の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいて決定しています。

役員報酬のうち、非金銭報酬(ストックオプション)については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限(取締役報酬は年額8,000万円以内、監査役報酬については年額100万円以内)の範囲内で、取締役会決議により決定しています(詳細については取締役会決議により代表取締役社長(現 代表取締役会長)に一任します)。

③ 株式の保有状況

該当事項はありません。

④ 当社定款による定め

(i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

(ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(iii) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合

(A) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(B) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,800	—	23,800	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,800	—	23,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,486,249	4,106,985
売掛金	1,029,362	1,715,310
有価証券	200,554	200,606
商品	421,509	706,989
貯蔵品	56	75
未収入金	514,533	78,481
繰延税金資産	377,399	298,640
その他	194,504	168,031
貸倒引当金	△15,720	△19,546
流動資産合計	5,208,450	7,255,574
固定資産		
有形固定資産		
建物	164,523	165,504
減価償却累計額	△33,090	△48,522
建物（純額）	131,433	116,981
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△9,650	△9,688
車両運搬具（純額）	153	114
工具、器具及び備品	613,622	689,590
減価償却累計額	△520,176	△588,499
工具、器具及び備品（純額）	93,445	101,091
リース資産	368,582	392,272
減価償却累計額	△219,994	△275,442
リース資産（純額）	148,588	116,830
有形固定資産合計	373,619	335,018
無形固定資産		
商標権	2,971	2,889
特許権	8,386	14,356
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	632,683	467,294
ソフトウェア仮勘定	132,755	449,151
無形固定資産合計	778,142	935,036
投資その他の資産		
敷金及び保証金	139,247	147,473
その他	10,542	10,624
投資その他の資産合計	149,790	158,097
固定資産合計	1,301,552	1,428,153
資産合計	6,510,003	8,683,727

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	445,486	811,942
短期借入金	106,337	—
1年内返済予定の長期借入金	326,780	991,306
リース債務	46,189	47,553
未払金	165,554	175,175
未払法人税等	83,332	11,793
前受収益	99,411	88,385
通信サービス繰延利益額	478	—
訴訟損失引当金	76,100	—
その他	285,714	151,999
流動負債合計	1,635,385	2,278,156
固定負債		
社債	800,000	—
長期借入金	435,930	1,469,924
リース債務	132,388	88,564
その他	39,371	4,786
固定負債合計	1,407,689	1,563,275
負債合計	3,043,075	3,841,431
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,048,190	2,608,995
資本剰余金	412,557	971,304
利益剰余金	719,556	1,047,296
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	3,178,112	4,625,404
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	208,229	163,910
その他の包括利益累計額合計	208,229	163,910
新株予約権	80,586	52,980
純資産合計	3,466,928	4,842,295
負債純資産合計	6,510,003	8,683,727

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	4,667,674	5,139,174
売上原価	※1, ※3 2,147,381	※1, ※3 2,645,527
売上総利益	2,520,293	2,493,647
通信サービス繰延利益繰入額	654	—
通信サービス繰延利益戻入額	1,912	478
差引売上総利益	2,521,551	2,494,126
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,798,176	※2, ※3 2,085,739
営業利益	723,374	408,386
営業外収益		
受取利息	385	589
有価証券利息	90	64
為替差益	26,420	73,190
その他	86	930
営業外収益合計	26,983	74,776
営業外費用		
支払利息	40,542	18,114
その他	402	1,312
営業外費用合計	40,944	19,427
経常利益	709,413	463,735
特別利益		
債務免除益	8,410	—
新株予約権戻入益	—	25
関係会社株式売却益	50,438	—
特別利益合計	58,848	25
特別損失		
訴訟関連損失	—	※4 15,805
訴訟損失引当金繰入額	21,000	—
ゴルフ会員権評価損	—	310
特別損失合計	21,000	16,115
税金等調整前当期純利益	747,262	447,645
法人税、住民税及び事業税	75,451	39,905
法人税等調整額	△210,000	80,000
法人税等合計	△134,548	119,905
少数株主損益調整前当期純利益	881,810	327,740
当期純利益	881,810	327,740

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	881,810	327,740
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△13,425	△44,318
その他の包括利益合計	※1 △13,425	※1 △44,318
包括利益	868,384	283,421
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	868,384	283,421

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,032,555	396,923	△162,254	△2,191	2,265,032
当期変動額					
新株の発行	15,635	15,634			31,269
当期純利益			881,810		881,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,635	15,634	881,810	—	913,080
当期末残高	2,048,190	412,557	719,556	△2,191	3,178,112

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	221,655	221,655	59,433	2,546,121
当期変動額				
新株の発行				31,269
当期純利益				881,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13,425	△13,425	21,152	7,726
当期変動額合計	△13,425	△13,425	21,152	920,807
当期末残高	208,229	208,229	80,586	3,466,928

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,048,190	412,557	719,556	△2,191	3,178,112
当期変動額					
新株の発行	560,805	558,746			1,119,551
当期純利益			327,740		327,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	560,805	558,746	327,740	—	1,447,291
当期末残高	2,608,995	971,304	1,047,296	△2,191	4,625,404

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	208,229	208,229	80,586	3,466,928
当期変動額				
新株の発行				1,119,551
当期純利益				327,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△44,318	△44,318	△27,605	△71,923
当期変動額合計	△44,318	△44,318	△27,605	1,375,367
当期末残高	163,910	163,910	52,980	4,842,295

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	747,262	447,645
減価償却費	343,395	338,796
受取利息及び受取配当金	△385	△589
有価証券利息	△90	△64
支払利息	40,542	18,114
新株予約権戻入益	—	△25
関係会社株式売却損益 (△は益)	△50,438	—
為替差損益 (△は益)	△33,531	△90,394
売上債権の増減額 (△は増加)	△341,232	△676,458
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△125,937	△282,895
仕入債務の増減額 (△は減少)	153,425	362,417
未収入金の増減額 (△は増加)	△194,332	436,051
前受収益の増減額 (△は減少)	△49,359	△11,026
未払又は未収消費税等の増減額	62,028	24,834
通信サービス繰延利益額の増減額 (△は減少)	△1,258	△478
その他	△50,237	△23,015
小計	499,850	542,911
利息及び配当金の受取額	476	654
利息の支払額	△13,387	△13,380
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△13,540	△109,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	473,399	420,861
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△79,846	△113,908
無形固定資産の取得による支出	△321,357	△368,157
関係会社株式の売却による収入	50,438	—
敷金及び保証金の差入による支出	△3,376	△12,229
敷金及び保証金の回収による収入	304	4,791
その他	△10	1,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	△353,849	△488,345
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△185,333	△106,337
長期借入れによる収入	700,000	2,200,000
長期借入金の返済による支出	△115,060	△501,480
株式の発行による収入	29,320	114,619
新株予約権の発行による収入	9,453	11,750
リース債務の返済による支出	△45,050	△46,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	393,331	1,671,922
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,200	16,348
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	518,082	1,620,787
現金及び現金同等物の期首残高	2,168,721	2,686,804
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,686,804	※1 4,307,591

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

JCI US Inc.

Contour Networks Inc.

Computer and Communication Technologies Inc.

Arxceo Corporation

コントウアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

クルーシステム株式会社

上記のうち、クルーシステム株式会社は、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含んでいます。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

ロ たな卸資産

総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (附属設備を除く)

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

ロ 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

見込有効期間 (5年) に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

商標権 10年

特許権 8年

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

ロ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	98,411千円	△567千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	307,538千円	425,729千円
給与手当	542,883	622,961
貸倒引当金繰入額	1,436	3,825

※3 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	99,597千円	93,983千円

※4 訴訟関連損失の内容は、整理解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	△13,425千円	△44,318千円
その他の包括利益合計	△13,425	△44,318

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,343,560	5,470	—	1,349,030
合計	1,343,560	5,470	—	1,349,030
自己株式				
普通株式	150	—	—	150
合計	150	—	—	150

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加5,470株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	80,586
合計		—	—	—	—	—	80,586

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,349,030	138,723,209	—	140,072,239
合計	1,349,030	138,723,209	—	140,072,239
自己株式				
普通株式	150	14,850	—	15,000
合計	150	14,850	—	15,000

(注) 1. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加138,723,209株は、株式分割による増加133,553,970株、新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使による増加3,131,739株及びストック・オプションの行使による増加2,037,500株です。

3. 普通株式の自己株式の増加14,850株は株式分割によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	52,980
合計		—	—	—	—	—	52,980

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	2,486,249千円	4,106,985千円
有価証券勘定 (Money Market Fund)	200,554	200,606
現金及び現金同等物	2,686,804	4,307,591

2 重要な非資金取引の内容
新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	一千円	481,095千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	—	481,095
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	—	800,000
未払利息減少額	—	162,190

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備（工具、器具及び備品）です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備（工具、器具及び備品）です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	105,532	127,987
1年超	235,984	112,556
合計	341,516	240,544

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、銀行預金もしくは投資適格格付けの流動性の高いMMF等に限定して短期の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されています。当社グループでは、運用は流動性の高い商品に限定し、かつ定期的に運用状況を確認しています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

リース債務は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

借入金も固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,486,249	2,486,249	—
(2) 売掛金	1,029,362	1,029,362	—
(3) 有価証券 その他有価証券	200,554	200,554	—
(4) 未収入金	514,533	514,533	—
資産計	4,230,700	4,230,700	—
(1) 買掛金	445,486	445,486	—
(2) 短期借入金	106,337	106,337	—
(3) 長期借入金	762,710	762,763	53
(4) リース債務	178,578	181,060	2,482
(5) 未払金	165,554	165,554	—
(6) 社債	800,000		
未払社債利息	156,994		
	956,994	973,769	16,774
負債計	2,615,661	2,634,971	19,310

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,106,985	4,106,985	—
(2) 売掛金	1,715,310	1,714,184	△1,125
(3) 有価証券 その他有価証券	200,606	200,606	—
資産計	6,022,902	6,021,776	△1,125
(1) 買掛金	811,942	811,942	—
(2) 長期借入金	2,461,230	2,462,989	1,759
(3) リース債務	136,118	137,655	1,537
(4) 未払金	175,175	175,175	—
負債計	3,584,466	3,587,762	3,296

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 売掛金

割賦売掛金を除き、これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

割賦売掛金については、決済が長期にわたる債権であるため、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しています。

(3) 有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しているMMFです。有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。

負 債

(1) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,486,249	—	—	—
売掛金	1,028,782	579	—	—
合計	3,515,032	579	—	—

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,106,985	—	—	—
売掛金	1,614,968	100,342	—	—
合計	5,721,953	100,342	—	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	106,337	—	—	—	—	—
社債	—	400,000	400,000	—	—	—
長期借入金	326,780	308,030	81,200	39,100	7,600	—
リース債務	46,189	46,302	44,134	39,576	2,375	—
合計	479,306	754,332	525,334	78,676	9,975	—

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	991,306	764,476	569,068	83,580	21,600	31,200
リース債務	47,553	45,354	40,835	2,375	—	—
合計	1,038,859	809,830	609,903	85,955	21,600	31,200

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	200,554	200,554	—
	小計	200,554	200,554	—
合計		200,554	200,554	—

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	200,606	200,606	—
	小計	200,606	200,606	—
合計		200,606	200,606	—

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
一般管理費のストックオプション労務費用	13,647	3,411

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	9,453	11,750

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権戻入益	—	25

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第10回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 16名 当社コンサルタント 3名	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 15名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 17名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 1,998,500株	普通株式 1,250,000株	普通株式 1,628,500株
付与日	平成16年8月15日	平成19年8月3日	平成22年7月1日
権利確定条件	(注2)	同左	同左
対象勤務期間	(注2)	同左	同左
権利行使期間	平成16年8月15日から 平成26年8月15日まで	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 4名 当社従業員 31名 当社子会社従業員 9名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 87名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 11,010,500株	普通株式 4,700,000株
付与日	平成25年3月7日	平成26年9月18日
権利確定条件	(注3)	(注4)
対象勤務期間	該当事項はありません	同左
権利行使期間	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。
2. 各新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した当社ストックオプション契約が規定する以下の行使条件に従うものとなっています。
- (i) 当社または子会社の役員・従業員として継続して勤務した期間が、一定の起算日から4年に至るまで1年経過する毎に、一定割合について行使可能となる。
- (ii) 当社または子会社の役員・従業員を退任・退職した場合、上記により行使可能となった権利について、役員については退任日から6ヶ月以内、従業員については退職日から30日以内に限り行使できる。
- (iii) 新株予約権付与対象者が、当社または子会社の就業規則により解雇された場合等、同契約に定める権利喪失事由に該当した場合には、権利行使可能となっているか否かを問わず、当該付与対象者が保有する全ての新株予約権が消滅する。
- (iv) その他、同契約が規定する行使条件
3. ① 権利行使の条件
- (i) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を全て満たした場合にのみ、平成28年3月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (a) 平成26年3月期の営業利益が6億円を超過すること
- (b) 平成27年3月期の営業利益が9億円を超過すること
- (c) 平成28年3月期の営業利益が12億円を超過すること
- (ii) (i)に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年3月6日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回る場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a) の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b) の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び前号に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	11,005,500	—
付与	—	—	—	—	4,700,000
失効	—	—	—	19,000	3,000
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	10,986,500	4,697,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	626,000	873,000	1,539,500	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	621,000	563,000	853,500	—	—
失効	5,000	—	—	—	—
未行使残	—	310,000	686,000	—	—

(注) 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）、及び平成26年4月1日の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。

② 単価情報

	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権	第17回 新株予約権
権利行使価格 (円)	54	47	64	59
行使時平均株価 (円)	681	689	671	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	23.39	34.65	0.93

	第18回 新株予約権
権利行使価格 (円)	720
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2.50

(注) 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日付の株式分割（1株を100に分割）に伴う調整後の価格を記載しています。

5. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第18回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

② 主な基礎数値及び見積方法

	第18回新株予約権
株価変動性（注1）	90.10%
満期日までの期間（注2）	7年
配当利回り（注3）	0%
無リスク利率（注4）	0.272%

（注）1. 満期日までの期間（7年間）に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しています。

2. 割当日は平成26年9月18日、権利行使期間は平成26年9月18日から平成33年9月17日までです。

3. 直近の配当実績0円に基づき算定しています。

4. 満期までの期間に対応した国債の流通利回りを採用しています。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,587,936千円	1,574,303千円
前受収益	34,843	28,584
新株予約権	25,073	10,255
固定資産の未実現利益	17,471	19,184
その他	64,048	34,183
繰延税金資産小計	1,729,373	1,666,511
評価性引当額	△1,351,973	△1,367,870
繰延税金資産合計	377,399	298,640
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	35.64%
住民税均等割	0.53	0.95
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.43	5.47
評価性引当額の増減	△58.93	△18.87
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.35	5.06
未実現利益	△0.77	0.36
その他	△1.63	△1.82
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△18.01	26.79

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は27,802千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は66,254千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、移動体通信分野の各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っています。

当社は、国内子会社2社とともに主として国内の顧客に対するサービス提供を行う事業会社としての機能と、グループの戦略決定やグループ全体のバックオフィス業務の一部を担う機能を有しています。一方、米国では、米国子会社2社が当社の決定した戦略に基づき、主として米国の顧客に対してサービスを提供する機能を有しています。その他、米国子会社2社は、米国事業の統括及びグループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有しています。

当社の報告セグメントは各社の事業拠点を基礎とし、当社及び国内子会社2社を「日本事業」、米国子会社2社を「米国事業」とした上で、当社の一部費用及び米国子会社2社の費用を全社費用としています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	4,305,815	361,858	4,667,674
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	4,305,815	361,858	4,667,674
セグメント利益又は損失(△)	1,724,166	△61,573	1,662,593
セグメント資産	5,812,456	184,109	5,996,566
その他の項目			
減価償却費	294,736	3,926	298,662
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	228,174	16,552	244,726

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	4,766,532	372,641	5,139,174
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	4,766,532	372,641	5,139,174
セグメント利益	1,607,092	18,772	1,625,865
セグメント資産	8,011,963	320,832	8,332,795
その他の項目			
減価償却費	278,955	4,729	283,684
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	432,065	69,005	501,071

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,667,674	5,139,174
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	4,667,674	5,139,174

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,662,593	1,625,865
全社費用（注）	△967,367	△1,231,353
調整額（セグメント間取引消去等）	28,148	13,874
連結財務諸表の営業利益	723,374	408,386

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,996,566	8,332,795
全社資産（注）	513,437	350,931
連結財務諸表の資産合計	6,510,003	8,683,727

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産です。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	298,662	283,684	44,732	55,111	343,395	338,796
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	244,726	501,071	123,854	△67,223	368,581	433,847

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,305,815	361,858	4,667,674

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の概況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,766,532	372,641	5,139,174

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の概況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト (Vonderschmitt Joint Trust) (注1) (注4)	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA	-	信託事業	(被所有) 直接 8.08	新株予約権付社債権者 役員の兼任	新株予約権付社債の割当	-	社債 (注2) (注3)	800,000
							利息の支払 (注2) (注3)	27,873	未払費用	156,994
役員	三田 聖二	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.17 (被所有) 間接12.95	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注5)	11,974	-	-

- (注) 1. 当社の社外取締役であり、当社の代表取締役社長（現 代表取締役会長）の実姉であるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストです。
2. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により250円）の新株予約権付社債です。
3. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により400円）の新株予約権付社債です。
4. バーナード・ヴィ・アンド・テレザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニユアリー4. 1996は、ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラストに社名変更しています。
5. スtock・オプションの行使については、平成15年6月27日開催の定時株主総会及び平成16年6月29開催の定時株主総会決議により付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト (Vonderschmitt Joint Trust) (注1)	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA	-	信託事業	(被所有) 直接10.00	新株予約権付社債権者 役員の兼任	新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使 (注2)	962,190	-	-
							利息の支払	5,195	-	-
役員	三田 聖二	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.94 (被所有) 間接12.47	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注3)	77,972	-	-

- (注) 1. 当社社外取締役テレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（平成27年1月退任）が保有するジョイント・トラストです。
2. 当社が発行した新株予約権付社債（当初、償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により250円）及び当初、償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により400円）を権利行使したことによるものです。
3. 第7回、第10回及び第13回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

(イ) 連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	丸紅無線通信株式会社	東京都港区	15,000	携帯電話網を利用した無線データ通信サービスのMVNO事業	—	データ通信サービスに関する提携役員の兼任	商品の販売及び役務の提供	477,483	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

・取引価格は市場価格を参考に決定しています。

2. 当社の関連会社として持分法の適用対象となっていました。平成26年3月31日、当社が保有する同社株式を全て譲渡したため、関連当事者ではなくなりました。なお、取引金額は平成26年2月までの取引を記載しています。

当連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	25.10円	34.19円
1株当たり当期純利益金額	6.55円	2.35円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6.33円	2.18円

(注) 1. 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益 (千円)	881,810	327,740
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	881,810	327,740
普通株式の期中平均株式数 (株)	134,521,049	139,087,431
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	8,694	—
普通株式増加数 (株)	6,022,233	11,239,751
(うち新株予約権付社債 (株))	(1,600,000)	(—)
(うち新株予約権 (株))	(4,422,233)	(11,239,751)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権付社債で次の決議日のもの 取締役会決議日 平成20年5月12日 普通株式 1,000,000株	平成26年9月18日発行の新株予約権 第18回新株予約権 普通株式 4,697,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本通信㈱	第1回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債 (注1.2.3)	平成年月日 19.12.21	400,000	—	3.0	なし	平成年月日 27.12.21
日本通信㈱	第2回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債 (注1.2.3)	平成年月日 20.5.27	400,000	—	3.0	なし	平成年月日 28.5.27
合計	—	—	800,000	—	—	—	—

(注) 1. 各社債の償還期限(第1回は当初平成22年12月21日、第2回は当初平成23年5月27日)を5年間延長し、これに伴い、各新株予約権の行使期間を5年間延長しています。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。

銘柄	第1回	第2回
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償
株式の発行価格(円)	250	400
発行価額の総額(千円)	400,000	400,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	484,176	478,013
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月21日 至 平成27年12月20日	自 平成20年5月27日 至 平成28年5月26日

(注) 1. 本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とします。

(注) 2. 平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)及び平成26年4月1日付の株式分割(1株を100株に分割)に伴い、株式の発行価格を調整しています。

(注) 3. 本新株予約権は平成26年6月6日に全て行使され、本社債は消滅しました。

3. 社債の残高が存在しないため償還予定額は記載していません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	106,337	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	326,780	991,306	0.48	—
1年以内に返済予定のリース債務	46,189	47,553	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	435,930	1,469,924	0.48	平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	132,388	88,564	—	平成28年～30年
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内返済）	48,972	33,168	1.90	—
割賦未払金（1年超）	33,168	—	1.90	—
合計	1,129,766	2,630,516	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものが含まれているため、平均利率を記載していません。
3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	764,476	569,068	83,580	21,600
リース債務	45,354	40,835	2,375	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,303,374	2,446,247	3,521,197	5,139,174
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	13,524	142,714	210,198	447,645
四半期(当期)純利益金額 (千円)	9,813	126,200	186,013	327,740
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	0.07	0.91	1.34	2.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.07	0.83	0.42	1.01

(注) 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

② 訴訟

(i) 当社と株式会社NTTドコモ(当時の商号は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ。以下「ドコモ」という)との相互接続は、平成19年11月の総務大臣裁定を受け、当社とドコモが接続料の算定式について合意(以下、「本件合意」という)し、平成20年8月に実現しました。

この相互接続の初年度及び次年度(平成20年度及び平成21年度)の接続料は、本件合意に基づく算定式で算出されていましたが、平成22年度(平成22年4月から平成23年3月まで)の接続料は、本件合意とは異なる算定式で算出されていることが判明しました。当社はドコモに抗議し、協議を継続していましたが、ドコモは、この問題が解決していないにもかかわらず、平成23年度(平成23年4月から平成24年3月まで)の接続料についても本件合意とは異なる独自の算定式で算出し、約款として届出、公表しました。

当社は、ドコモとの相互接続を維持するため、ドコモに対し、本件合意とは異なる算定式で算出された接続料の支払を継続しています。しかしながら、接続料の算定にかかる事業者間の合意が有効であるか否かは、事業の予見可能性に関わるため、当社は、平成24年4月、本件訴訟を提起し、ドコモに対し、当社がドコモに支払った接続料と本件合意に基づく接続料の差額に相当する金額を債務不履行(合意違反)に基づく損害賠償として請求する訴訟を提起したものです。

本件訴訟で争っている金額はそれほど大きいものではありませんが、今回のような合意違反を許してしまえば、以後はなし崩し的にドコモに接続料金を決められてしまうことは明白です。そのような事態となれば、MVNOビジネスの存続に関わりますので、当社は、このような優越的地位の濫用を断固として阻止すべく、司法の場で争っています。本件訴訟は、引き続き、東京地方裁判所で審理されています。

(ii) 当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

(iii) 当社は、平成23年の初頭、ZTE Corporation(以下、同社の子会社であるZTE ジャパン株式会社を含め、「ZTE」という)から、7インチディスプレイのタブレット端末(商品名「Light Tab」、以下、「本件製品」という)15,000台を購入し、同年3月に販売を開始しました。

しかし、販売直後から、本件製品には、引渡し時点では判明しなかった多くの致命的な欠陥ないし不具合が存在することが発覚しました。

当社は、ZTEに対し、再三にわたり、修理ないし修正を要求しましたが、ZTEはこれを拒絶し、何ら対応を行なわなかったため、平成24年4月、当社はやむなく本件製品の販売を中止しました。

当社はその後もZTEへの働きかけを継続しましたが、販売中止から1年近く経過してもZTEが何ら対応を行なわなかったため、平成25年3月19日、ZTEの債務不履行(本件製品の修理義務違反)に基づく損害の賠償を請求する訴訟を提起しました。本件訴訟は、引き続き、東京地方裁判所で審理されています。

(iv) 平成25年11月29日、加賀ハイテック株式会社（以下、「加賀ハイテック」という）から、当社が平成20年8月に同社に販売したb-mobile 3G（以下、「本件製品」という）について、通信機能を有していない不良品であるとして、債務不履行解除により、買受代金相当額の返還を請求する訴訟が提起されました。

そもそも、当社は、平成20年8月に本件製品2万台を同社に販売しましたが、同社は、2万台のうち平成20年12月31日現在の在庫である14,004台を当社が引き取るべきであるとして、平成21年6月、売買契約の解除及びこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟を提起しました。この訴訟（以下、「前訴訟」という）は、平成24年8月の上告棄却により同社の敗訴が確定しています。

同社は、前訴訟の敗訴確定を受け、平成24年10月以降、本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟が提起されたものです。

前訴訟が3年以上の長期に及んだことから、当該在庫はそのままでは通信ができない状態となっていますが、本件製品の通信機能に問題があるわけではないため、当社は、当社に債務不履行のないことを主張して争っています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,349,356	3,709,432
売掛金	967,916	1,656,948
有価証券	200,554	200,606
商品	409,761	662,849
貯蔵品	56	75
未収入金	※1 522,531	※1 106,399
前払費用	21,328	27,915
短期貸付金	※1 137,756	※1 157,766
繰延税金資産	370,000	290,000
その他	324,574	236,173
貸倒引当金	△15,720	△19,546
流動資産合計	5,288,115	7,028,620
固定資産		
有形固定資産		
建物	130,436	116,400
車両運搬具	153	114
工具、器具及び備品	71,461	78,572
リース資産	142,530	112,282
有形固定資産合計	344,581	307,370
無形固定資産		
商標権	2,221	2,096
特許権	15	—
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	556,876	489,511
ソフトウェア仮勘定	93,666	354,840
無形固定資産合計	654,124	847,794
投資その他の資産		
関係会社株式	1,199,173	1,499,173
長期貸付金	※1 201,607	※1 303,482
敷金及び保証金	126,653	131,756
その他	10,542	10,624
投資損失引当金	△1,199,173	△1,199,173
投資その他の資産合計	338,804	745,862
固定資産合計	1,337,509	1,901,027
資産合計	6,625,625	8,929,647

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	416,585	760,783
短期借入金	106,337	—
1年内返済予定の長期借入金	326,780	991,306
リース債務	42,172	42,963
未払金	※1 158,182	※1 197,914
未払費用	176,846	778
未払法人税等	83,152	10,827
前受収益	97,765	86,463
通信サービス繰延利益額	478	—
預り金	24,419	32,604
訴訟損失引当金	76,100	—
その他	57,400	88,655
流動負債合計	1,566,222	2,212,297
固定負債		
社債	800,000	—
長期借入金	435,930	1,469,924
リース債務	126,741	83,778
長期末払金	33,168	—
固定負債合計	1,395,840	1,553,702
負債合計	2,962,062	3,765,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,048,190	2,608,995
資本剰余金		
資本準備金	412,557	971,304
資本剰余金合計	412,557	971,304
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,124,420	1,532,558
利益剰余金合計	1,124,420	1,532,558
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	3,582,976	5,110,666
新株予約権	80,586	52,980
純資産合計	3,663,562	5,163,647
負債純資産合計	6,625,625	8,929,647

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	※1 4,303,316	4,766,532
売上原価	1,856,550	2,339,880
売上総利益	2,446,765	2,426,652
通信サービス繰延利益繰入額	654	—
通信サービス繰延利益戻入額	1,912	478
差引売上総利益	2,448,023	2,427,131
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,617,357	※1,※2 1,911,409
営業利益	830,666	515,721
営業外収益		
受取利息	※1 1,241	※1 2,298
有価証券利息	90	64
為替差益	9,060	42,791
その他	※1 1,669	892
営業外収益合計	12,062	46,047
営業外費用		
支払利息	※1 40,193	※1 17,898
その他	1,985	170
営業外費用合計	42,179	18,069
経常利益	800,550	543,699
特別利益		
新株予約権戻入益	—	25
関係会社株式売却益	38,438	—
特別利益合計	38,438	25
特別損失		
投資損失引当金繰入額	1,199,173	—
訴訟関連損失	—	※3 15,805
訴訟損失引当金繰入額	21,000	—
ゴルフ会員権評価損	—	310
特別損失合計	1,220,173	16,115
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△381,185	527,608
法人税、住民税及び事業税	75,270	39,470
法人税等調整額	△210,000	80,000
法人税等合計	△134,729	119,470
当期純利益又は当期純損失(△)	△246,455	408,138

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)			当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 期首棚卸高		329,156			553,545		
II 当期商品仕入高		357,668			771,427		
III 他勘定振替高	※1	12,031			2,480		
IV 期末棚卸高		553,545	121,248	6.5	806,065	516,425	22.1
V 通信回線料金等			15,390	0.8		7,499	0.3
VI データサービス原価			1,111,953	59.9		1,194,721	51.1
VII その他の経費	※2		607,958	32.8		621,233	26.5
売上原価			1,856,550	100.0		2,339,880	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
固定資産への振替	—	750
消耗品勘定等への振替	12,031	1,729
計	12,031	2,480

※2. その他の経費の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
減価償却費	269,999	258,069
移動端末機器償却費	71	—
業務委託料	100	7,700
その他	337,787	355,464
計	607,958	621,233

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,032,555	396,923	396,923	1,370,875	1,370,875	△2,191	3,798,162
当期変動額							
新株の発行	15,635	15,634	15,634				31,269
当期純損失（△）				△246,455	△246,455		△246,455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	15,635	15,634	15,634	△246,455	△246,455	－	△215,185
当期末残高	2,048,190	412,557	412,557	1,124,420	1,124,420	△2,191	3,582,976

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	59,433	3,857,596
当期変動額		
新株の発行		31,269
当期純損失（△）		△246,455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,152	21,152
当期変動額合計	21,152	△194,033
当期末残高	80,586	3,663,562

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,048,190	412,557	412,557	1,124,420	1,124,420	△2,191	3,582,976
当期変動額							
新株の発行	560,805	558,746	558,746				1,119,551
当期純利益				408,138	408,138		408,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	560,805	558,746	558,746	408,138	408,138	－	1,527,690
当期末残高	2,608,995	971,304	971,304	1,532,558	1,532,558	△2,191	5,110,666

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	80,586	3,663,562
当期変動額		
新株の発行		1,119,551
当期純利益		408,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,605	△27,605
当期変動額合計	△27,605	1,500,084
当期末残高	52,980	5,163,647

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 総平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの
 - 総平均法に基づく原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 建物 (附属設備を除く)
 - 定額法
 - その他の有形固定資産
 - 定率法
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - 自社利用のソフトウェア
 - 見込有効期間 (5年) に基づく定額法
 - その他の無形固定資産
 - 定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 訴訟損失引当金
 - 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。
 - (3) 投資損失引当金
 - 子会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要と認められる額を計上しています。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
 - 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっています。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	145,754千円	185,684千円
長期金銭債権	201,607	303,482
短期金銭債務	5,307	28,407

2 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認（及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い）を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	477,483千円	一千円
営業費用	38,526	40,334
営業取引以外の取引による取引高	127,509	203,916

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度61%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度39%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売代理店手数料	173,926千円	168,714千円
役員報酬	307,538	425,729
給与手当	428,657	498,464
減価償却費	39,542	34,760
貸倒引当金繰入額	1,436	3,825

※3 訴訟関連損失の内容は、整理解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,499,173千円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,199,173千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	675,714千円	479,519千円
関係会社株式評価損	391,240	354,575
投資損失引当金	427,385	387,332
前受収益	34,843	28,584
新株予約権	25,073	10,255
貸倒引当金	5,602	6,461
その他	73,263	70,217
繰延税金資産小計	1,633,124	1,336,948
評価性引当額	△1,263,124	△1,046,948
繰延税金資産合計	370,000	290,000
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—%	35.64%
住民税均等割	—	0.72
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	4.58
評価性引当額の増減	—	△21.00
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	4.29
その他	—	△1.59
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	22.64

(注) 前事業年度は税引前当期純損失であったため、内訳の開示は省略しています。

3. 法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は27,802千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は66,254千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	130,436	—	—	14,036	116,400	42,265
	車両運搬具	153	—	—	38	114	9,688
	工具、器具及び備品	71,461	36,498	0	29,386	78,572	389,321
	リース資産	142,530	21,956	—	52,204	112,282	267,911
	計	344,581	58,454	0	95,665	307,370	709,187
無形固定資産	商標権	2,221	322	—	447	2,096	—
	特許権	15	—	—	15	—	—
	電話加入権	1,345	—	—	—	1,345	—
	ソフトウェア	556,876	130,495	1,158	196,701	489,511	—
	ソフトウェア仮勘定	93,666	322,897	61,723	—	354,840	—
	計	654,124	453,715	62,881	197,163	847,794	—

- (注) 1. 工具、器具及び備品の増加は、主としてネットワーク関連機器の購入によるものです。
 2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主としてデータ通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	15,720	19,546	15,720	19,546
投資損失引当金	1,199,173	—	—	1,199,173
訴訟損失引当金	76,100	4,100	80,200	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 訴訟

- 1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟に記載しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株（注1）
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	（特別口座に記載された単元未満株式に関する取扱い） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座以外の振替口座に記載された単元未満株式に関する取扱い） 振替口座を開設した口座管理機関（証券会社等） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.j-com.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会決議及び平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付で1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しました。
2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第18期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
平成26年6月27日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書
事業年度（第18期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
平成26年6月27日関東財務局長に提出。
- (3) 第1四半期報告書及び確認書
（第19期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
平成26年8月13日関東財務局長に提出。
- (4) 第2四半期報告書及び確認書
（第19期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
平成26年11月13日関東財務局長に提出。
- (5) 第3四半期報告書及び確認書
（第19期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
平成27年2月12日関東財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告書です。
平成26年9月18日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
平成27年6月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 洋和 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本通信株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月26日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 洋和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員横山裕昭は、当社の第19期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員横山裕昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、前受収益及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。